

第 2 章 計画地及びその周辺地域の 概況並びに環境の特性

第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

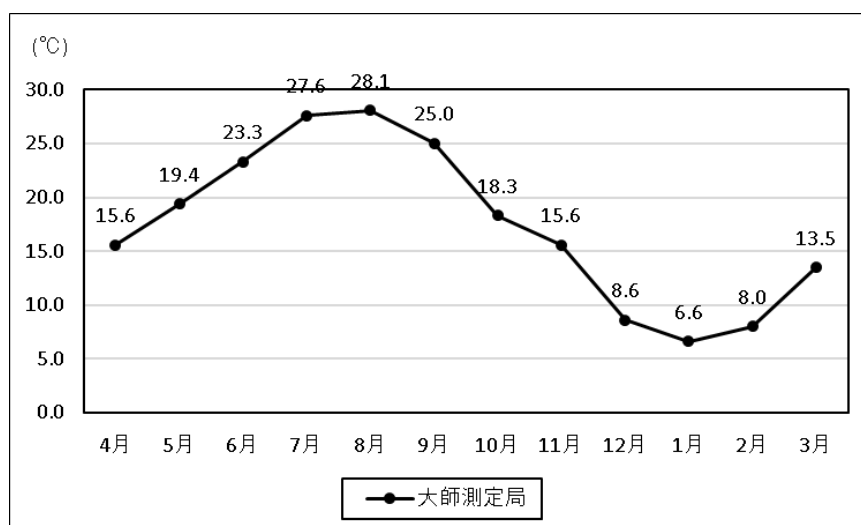
2.1 計画地及びその周辺地域の概況

2.1.1 気象の状況

(1) 気温

計画地周辺の一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）である大師測定局における令和4年度の月別平均気温は、図2.1-1に示すとおりである（測定局の位置は、図2.1-3を参照）。

月別平均気温が最も高いのは8月、最も低いのは1月であり、年間平均気温は17.5℃である。



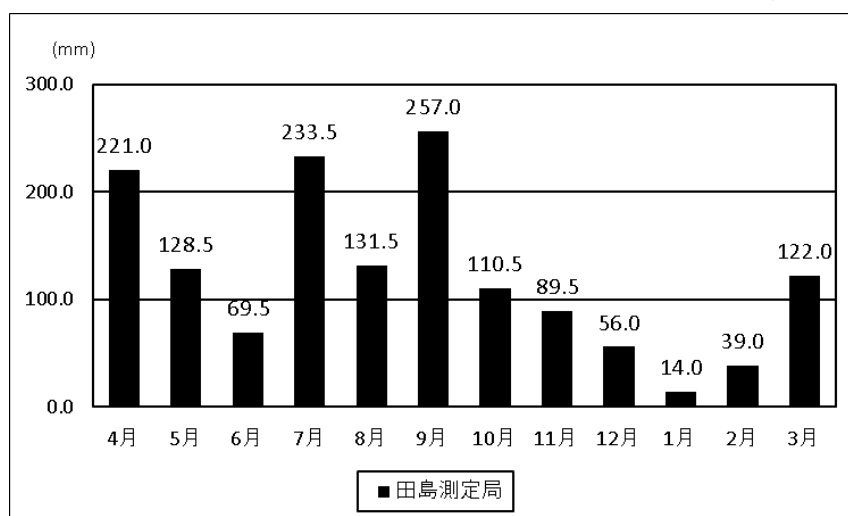
出典：「川崎市大気環境情報」（令和6年1月閲覧、川崎市HP）

図2.1-1 月別平均気温（令和4年度）

(2) 降水量

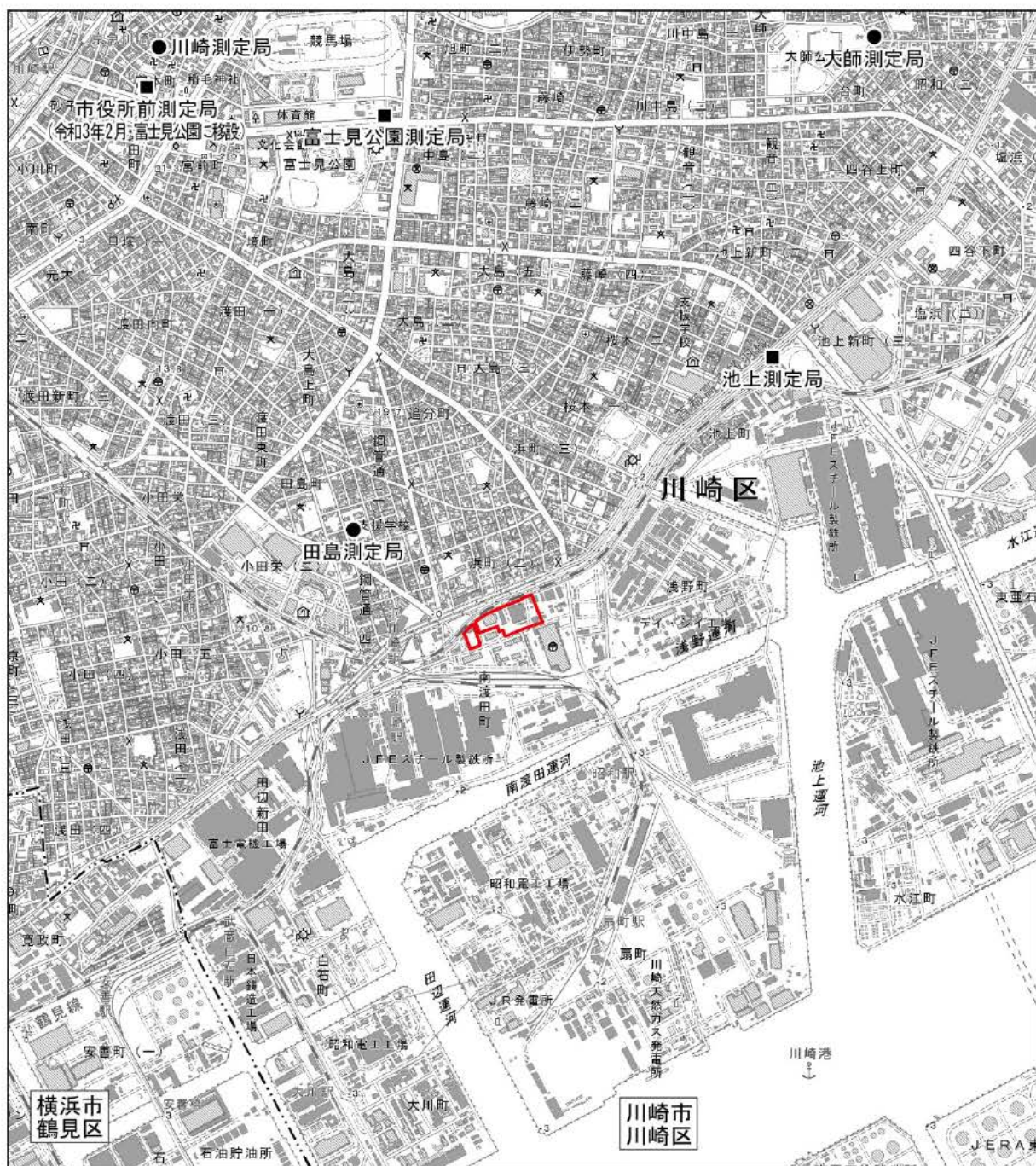
計画地周辺の一般局である田島測定局における令和4年度の月別降水量は、図2.1-2に示すとおりである（測定局の位置は、図2.1-3を参照）。

月別降水量は14.0mm～257.0mmで推移しており、年間降水量は1,472.0mmである。



出典：「川崎市大気環境情報」（令和6年1月閲覧、川崎市HP）

図2.1-2 月別降水量（令和4年度）



凡 例

- 計画地
- 市界
- 一般環境大気測定局（一般局）
- 自動車排ガス測定局（自排局）



1:25,000

0 500 1,000m

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
出典「川崎市大気環境情報」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）

図 2.1-3 計画地周辺の大気汚染常時監視測定局の位置

(3) 風向・風速

大師測定局における令和4年度の月別最多風向及び月別平均風速は表2.1-1に、年間風配図及び風向別平均風速は図2.1-4に示すとおりである。

年間平均風速は2.9m/sであり、年間最多風向は北東であり、5月～8月に南寄りの風向が卓越する傾向がみられる。

表2.1-1 最多風向及び平均風速（令和4年度）

年月		大師測定局		
		最多風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)
令和4年	4月	北東	15.1	3.2
	5月	南	20.2	2.9
	6月	南	14.0	3.1
	7月	南	24.8	3.4
	8月	南南西	23.2	3.5
	9月	北東	26.3	3.1
	10月	北北西	15.9	2.8
	11月	北西	20.1	2.4
	12月	北西	20.6	2.2
令和5年	1月	北西	23.2	2.4
	2月	北北西	22.6	3.2
	3月	北東	12.9	2.9
年間		北東	12.4	2.9

注：1. 最多風向がCalm（0.4m/s以下）の際は、次点を掲載した。

注：2. 出現率は、Calmの出現率は無視し、16方向の出現率の合計＝100%で計算した。

注：3. 平均風速は、各月・年間通じての値で、Calmの時の風速も計算に入れている。

出典：「川崎市大気環境情報」（令和6年1月閲覧、川崎市HP）

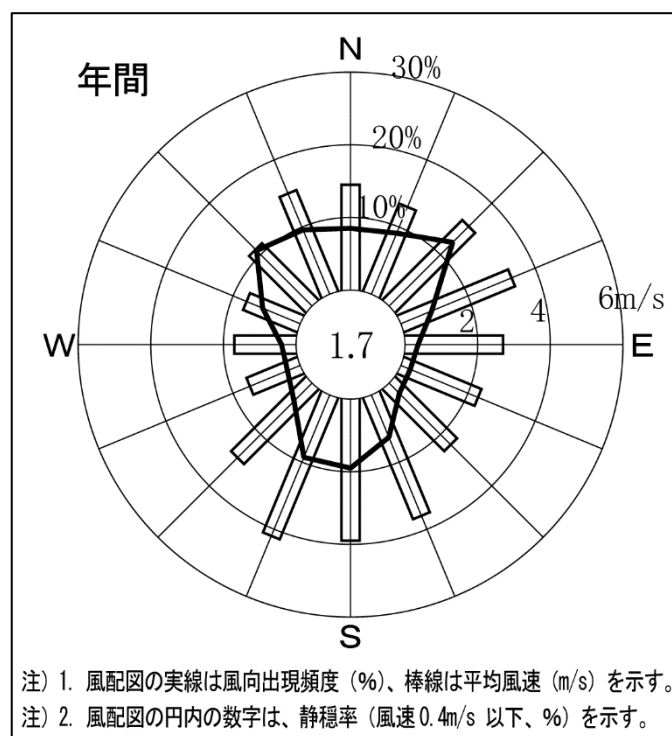


図2.1-4 大師測定局における年間風配図（令和4年度）

2.1.2 地象の状況

計画地は川崎臨海部にあり南側に南渡田運河がある。

計画地及び周辺は平地で、標高（T.P.※）は約0～2m程度である。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

※T.P.：東京湾平均海面（地表面の海面からの高さを表す場合の基準海面）

出典：「横浜・東京西南部・東京東南部・木更津表層地質図」（平成3年3月、神奈川県）

2.1.3 水象の状況

(1) 河川及び地下水等の状況

計画地周辺の海域及び地下水の調査地点は、図2.1-5に示すとおりである。

計画地周辺には主だった河川は流れていない。また、湧水もない。

計画地東側の県道101号扇町川崎停車場線沿いに公共下水道が整備されている。

出典：「下水道公共下水道台帳」（令和5年6月閲覧、川崎市HP）

計画地周辺の地下水位は、計画地の西側400mの渡田観測所（川崎区鋼管通4-17-1）、北北西側約600mの田島観測所（川崎区鋼管通2-3-7）及び北東側約1.7kmの観音川観測所（川崎区塩浜2-24）の3か所で観測されており、令和4年度の年平均水位（井戸の地表から水面までの深さ）は、渡田観測所が-2.24m、田島観測所が-0.60m、観音川観測所が-1.34mである。

出典：「令和4年度水環境データ集」（令和6年3月、川崎市）

(2) 浸水等の被害

計画地の位置する川崎区の平成30～令和4年度の住家浸水被害発生状況は、表2.1-2に示すとおりである。

令和元年度は台風第19号等の災害が川崎市に甚大な被害をもたらした。

また、計画地は多摩川水系及び鶴見川水系における洪水浸水想定区域において、河川が氾濫した場合に浸水が想定される範囲とされており、浸水深の目安として多摩川水系は3.0m以下、鶴見川水系は3.0m以下（計画地の一部は0.5m以下）とされている。

出典：「洪水ハザードマップ（川崎区）」（令和5年10月更新、川崎市HP）

表 2.1-2 住家浸水被害発生状況（平成30～令和4年度）

年度		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
川崎区	床上（棟）	0	83	0	0	0
	床下（棟）	0	29	0	0	0

注：令和元年度については、発行済みの罹災証明書をもとに集計したため、罹災証明書の件数単位。

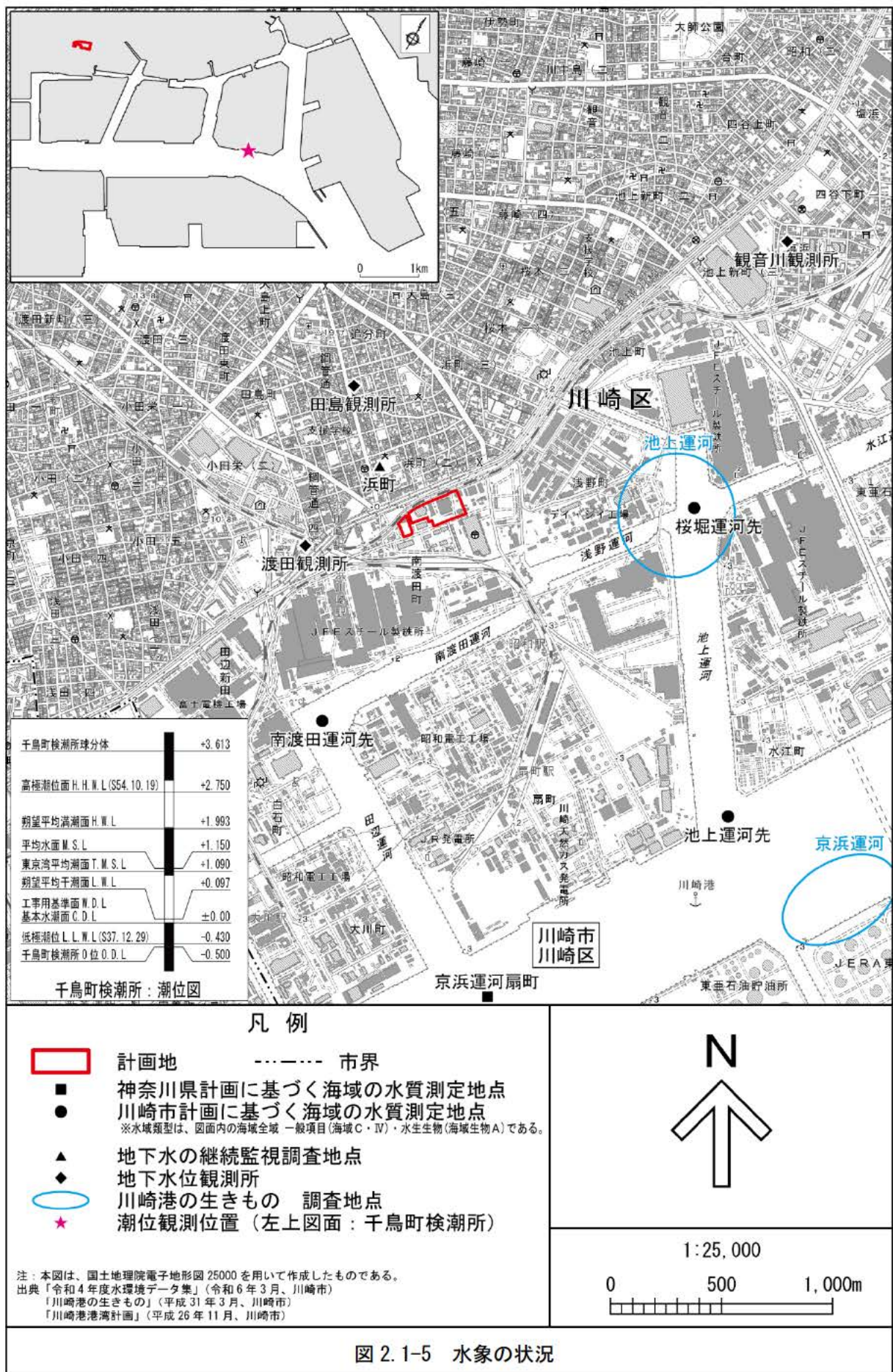
出典：「令和4年度 川崎市の災害概要」（令和5年7月、川崎市）

(3) 海象の状況

川崎港の潮位の観測は千鳥町検潮所でおこなわれており、検潮所の位置及び潮位図は、図2.1-5に示すとおりである。

計画地周辺の運河の水深は、計画地東側の浅野運河が-2～-6m、計画地南側の南渡田運河が-3～-7mとなっている。

出典：「川崎港港湾計画資料（その1）－改定－」（平成26年11月、川崎市）



2.1.4 植物、動物の状況

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。

現在の計画地は JFE スチール（株）の事業所や駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、計画地の北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。

計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通 5 丁目緑地などがある。

川崎市では、平成 27 年度から平成 30 年度にかけて、川崎港の海の中に住む魚や貝などの生きものの調査が行われており、池上運河及び京浜運河で確認された生きものは、表 2.1-3 に示すとおりである。（各調査地点の位置は、図 2.1-5 参照）。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010 年から 2015 年に実施）は、川崎区内において 76 科の野生種子植物が確認された。

出典：「第 8 次川崎市自然環境調査報告書」

（2016 年 3 月、川崎市教育委員会・特定非営利活動法人かわさき自然調査団）

農地の状況は、「国土情報ウェブマッピングシステム」（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）において計画地周辺に農地は確認できない。

表 2.1-3(1) 池上運河及び京浜運河で確認された生きもの

門名	科名	和名	池上運河	京浜運河
海綿動物	—	海綿動物門	○	○
刺胞動物	—	ヒドロ虫綱	○	○
	ミズクラゲ	ミズクラゲ		○
	ウミサボテン	ウミサボテン		○
	—	ウミエラ目		○
	ハナギンチャク	ムラサキハナギンチャク		○
	ウメボシイソギンチャク	ウメボシイソギンチャク科		○
	タテジマイソギンチャク	タテジマイソギンチャク	○	○
	—	イソギンチャク目	○	○
軟体動物	バテイラ	コシダカガンガラ		○
	カリバガサガイ	シマメノウフネガイ	○	○
	ムシロガイ	アラムシロガイ	○	
	アッキガイ	アカニシ	○	○
		レイシガイ	○	○
		イボニシ	○	○
	クロシタナシウミウシ	クロシタナシウミウシ	○	○
	—	側鰓亜目		○
	アメフラシ	トゲアメフラシ	○	
	フネガイ	サルボウガイ		○
		フネガイ科	○	○
	イガイ	ホトトギスガイ		○
		ムラサキイガイ	○	○
		ミドリイガイ	○	○
	イタボガキ	マガキ	○	○
	ハボウキガイ	タイラギ		○
	ナミマガシワ	ナミマガシワガイ		○
	マルスダレガイ	ホンビノスガイ	○	○
		アサリ	○	○
	オオノガイ	オオノガイ		○

出典：「川崎港の生きもの」（平成 31 年 3 月、川崎市）

表 2. 1-3 (2) 池上運河及び京浜運河で確認された生きもの

門名	科名	和名	池上運河	京浜運河
環形動物	ミズヒキゴカイ	ミズヒキゴカイ科	○	○
	ケヤリムシ	ケヤリムシ科	○	○
	カンザシゴカイ	カンザシゴカイ科	○	○
節足動物	フジツボ	タテジマフジツボ	○	
		アメリカフジツボ	○	○
		ヨーロッパフジツボ	○	○
		サンカクフジツボ	○	○
	ワタリガニ	イシガニ	○	○
苔虫動物	—	裸喉綱	○	○
棘皮動物	イトマキヒトデ	イトマキヒトデ	○	○
	キヒトデ	キヒトデ		○
	モミジガイ	トゲモミジガイ		○
		モミジガイ		○
	スナヒトデ	スナヒトデ		○
	キンコ	キンコ科		○
	シカクナマコ	マナマコ	○	○
	サンショウウニ	サンショウウニ科		○
脊索動物	ユウレイボヤ	ユウレイボヤ属	○	○
	シロボヤ	エボヤ	○	○
		シロボヤ	○	○
		シロボヤ属	○	○
	—	ホヤ綱(群体性)	○	○
脊椎動物	アカエイ	アカエイ		○
	ボラ	ボラ科		○
	メバル	メバル類	○	○
		メバル属	○	○
	コチ	マゴチ		○
	スズキ	スズキ		○
	タイ	クロダイ	○	○
	タカノハダイ	タカノハダイ	○	
	ウミタナゴ	ウミタナゴ	○	○
	メジナ	メジナ	○	
	アイナメ	アイナメ	○	○
	タウエガジ	ダイナンギンボ	○	
	イソギンボ	イソギンボ科	○	
	ネズッコ	ネズッコ科		○
	ハゼ	サビハゼ		○
		シモフリシマハゼ	○	○
		チチブ属	○	
		キララハゼ属	○	○
		ハゼ科	○	○
	カワハギ	アミメハギ	○	○
確認種類数計	—	—	47	63

出典：「川崎港の生きもの」（平成 31 年 3 月、川崎市）

2.1.5 人口、産業の状況

(1) 人口、世帯数等

計画地及びその周辺の属する川崎区及び川崎市全体の人口及び世帯数は表 2.1-4 に、計画地が位置する川崎区南渡田町の過去 5 年間の人口及び世帯数の推移は図 2.1-6 に示すとおりである。

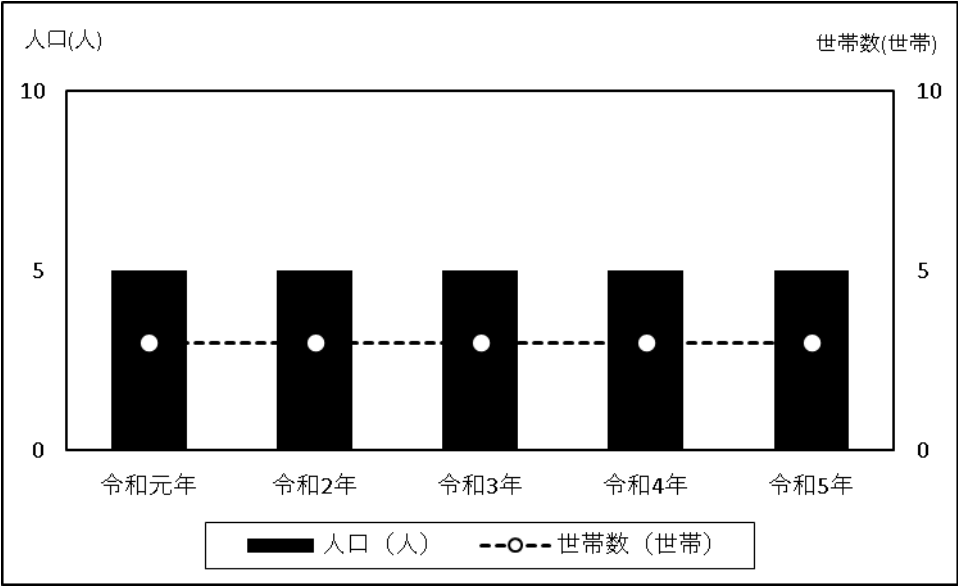
また、計画地周辺の町丁の状況は、図 2.1-7 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区南渡田町の人口は 5 人、世帯数は 3 世帯（令和 5 年 12 月末日現在）であり、令和元年以降は横ばい傾向である。

表 2.1-4 人口及び世帯数等の状況（令和 5 年 12 月末日現在）

対象地域		人口 (人)	世帯数 (世帯)	人口密度 (人/km ²)
川崎区	南渡田町	5	3	8
	浜町 2	2,307	1,293	18,395
	浜町 4	905	572	9,704
	鋼管通 5	43	28	774
	田辺新田	3	3	10
	白石町	31	20	88
	扇町	43	33	24
	浅野町	4	4	9
川崎区全体		232,922	132,104	5,787
川崎市全体		1,529,136	788,387	10,593

出典：「町丁別世帯数・人口（令和 5 年 12 月現在）」（令和 6 年 1 月更新、川崎市 HP）



出典：「町丁別世帯数・人口」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）

図 2.1-6 川崎区南渡田町の人口及び世帯数の推移（各年 12 月末日現在）



凡 例

- 計画地
- 市界
- 町丁界



1:25,000

0 500 1,000m

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。

図 2.1-7 町丁区域図

(2) 産業分類別事業所及び従業者数

計画地の属する川崎区及び川崎市全体の産業分類別事業所数及び従業者数は、表 2.1-5 に示すとおりである。

川崎区における従業者数では、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。

表 2.1-5 産業分類別事業所数及び従業者数（令和 3 年 6 月 1 日現在）

産業大分類		川崎市		川崎区	
		事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)
A～R	全産業	41,223	547,471	10,362	158,157
A、B	農林漁業	74	561	4	45
C	鉱業、採石業、砂利採取業	－	－	－	－
D	建設業	4,108	31,236	1,196	10,563
E	製造業	2,838	68,560	816	28,124
F	電気・ガス・熱供給・水道業	41	685	14	266
G	情報通信業	930	35,867	165	6,436
H	運輸業、郵便業	1,248	34,806	773	21,252
I	卸売業、小売業	8,150	105,391	2,068	25,187
J	金融業、保険業	456	7,851	126	2,806
K	不動産業、物品賃貸業	4,349	17,190	835	3,606
L	学術研究、専門・技術サービス業	2,159	24,081	462	5,677
M	宿泊業、飲食サービス業	4,848	45,674	1,350	12,604
N	生活関連サービス業、娯楽業	3,208	18,319	719	4,529
O	教育、学習支援業	1,515	21,624	223	2,792
P	医療、福祉	4,841	85,460	777	14,412
Q	複合サービス事業	144	3,430	35	1,509
R	サービス業（他に分類されないもの）	2,314	46,736	799	18,349

注：「－」は該当数字がないもの。

出典：「川崎市の経済 ―令和 3 年経済センサス活動調査結果（確報）―」（令和 6 年 2 月更新、川崎市 HP）

2.1.6 土地利用の状況

(1) 用途地域の指定状況

計画地の土地利用規制状況は表 2.1-6 に、計画地及びその周辺における用途地域の指定状況は図 2.1-8 に示すとおりである。

計画地は、工業地域及び工業専用地域に指定されている。

表 2.1-6 計画地の土地利用規制状況

区分	規制状況
都市計画区域	市街化区域
用途地域	工業地域、工業専用地域
建蔽率	60%
容積率	200%

出典：「ガイドマップかわさき」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）

(2) 土地利用の状況

計画地及びその周辺における土地利用の状況は、図 2.1-9 に示すとおりである。

計画地及びその周辺は、業務施設用地、文化・厚生用地、公共用地、その他の空地、運輸施設用地、住宅用地及び集合住宅用地等で構成されている。

計画地の現況写真撮影位置は図 2.1-10 に、現況写真は写真 2.1-1 に示すとおりである。

(3) 周辺の開発状況

計画地周辺における開発状況は、図 2.1-8 に示すとおり、扇町で 2 件の物流倉庫の建設が計画されている。2 件ともに川崎市環境影響評価に関する条例の手続きを実施している。

- ① 「GLP 川崎Ⅱプロジェクトに係る条例環境影響評価準備書」
（令和 5 年 11 月、川崎 2 ロジスティック特定目的会社）
- ② 「（仮称）ニトリ川崎 DC 新築工事に係る条例環境影響評価準備書」
（令和 6 年 1 月、株式会社ニトリ）

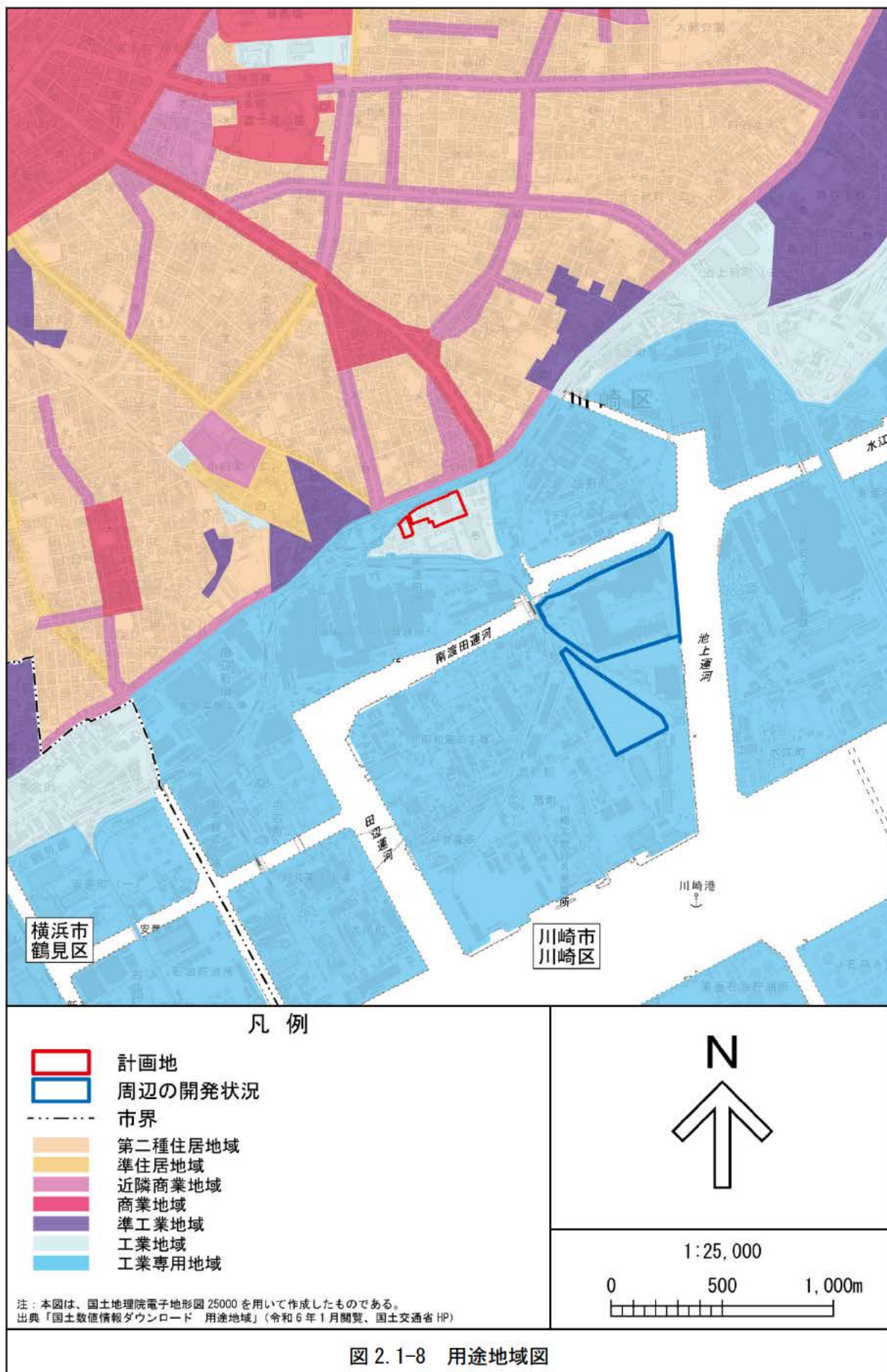
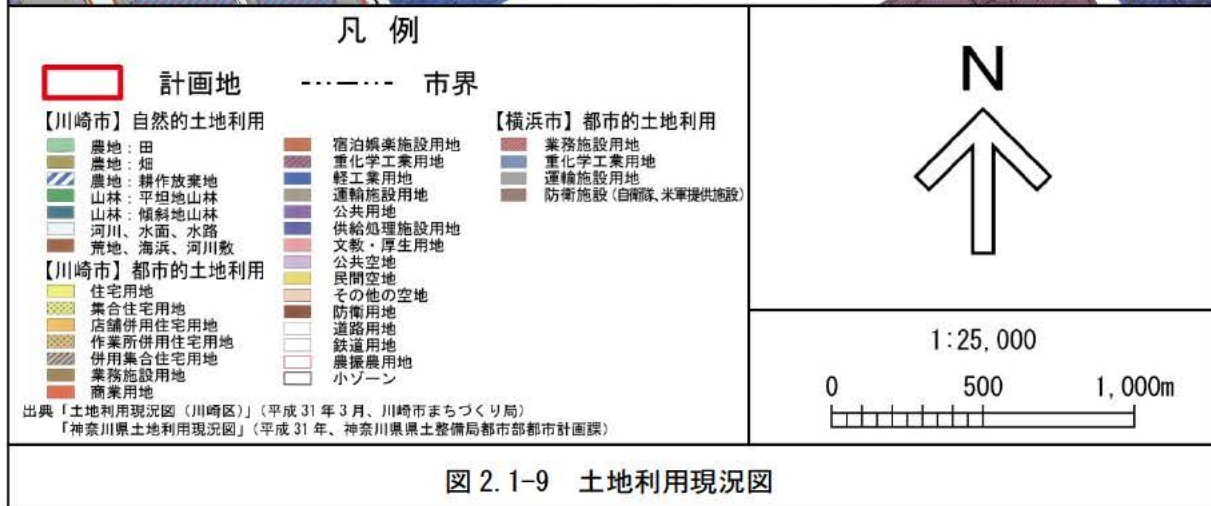
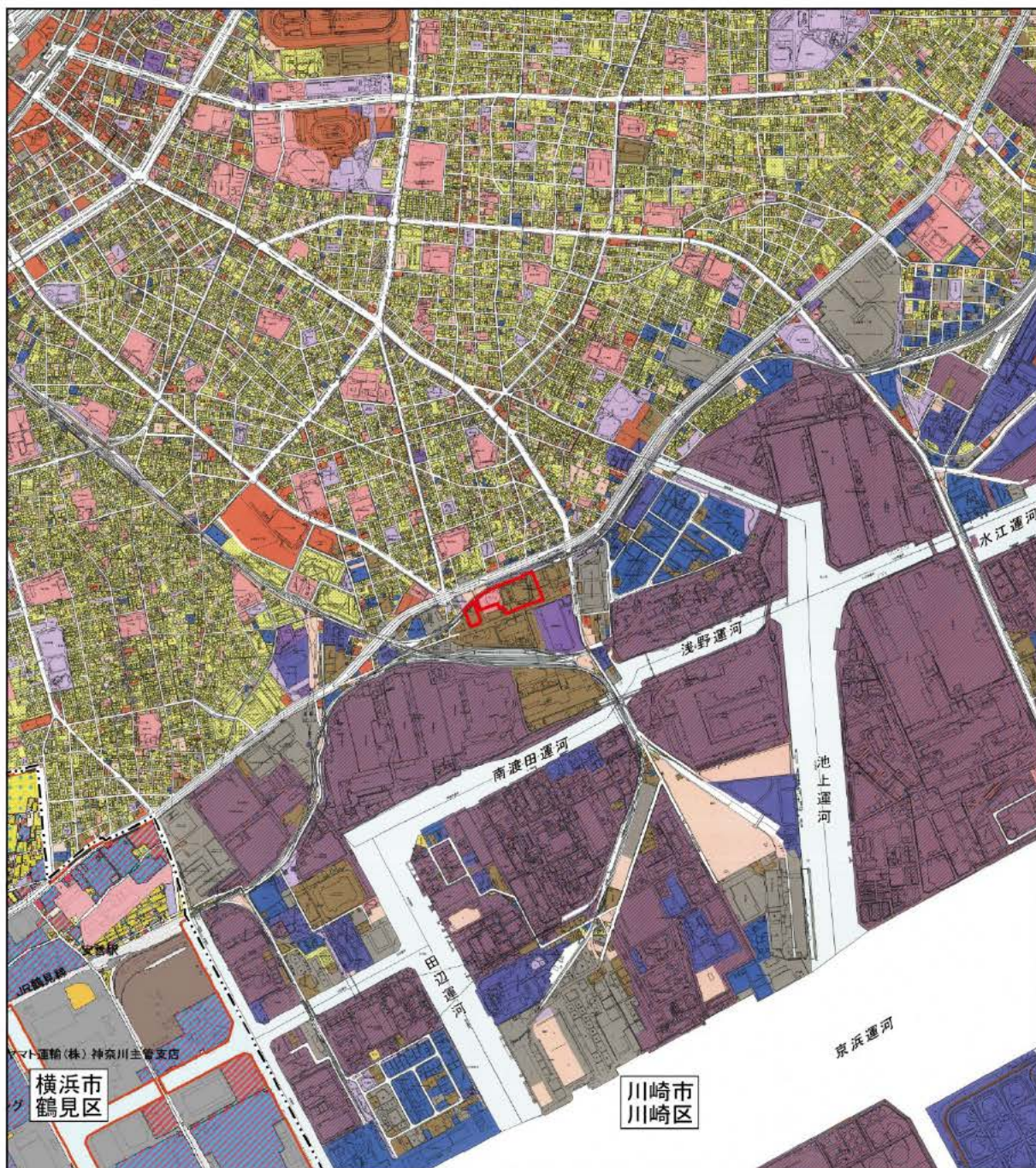
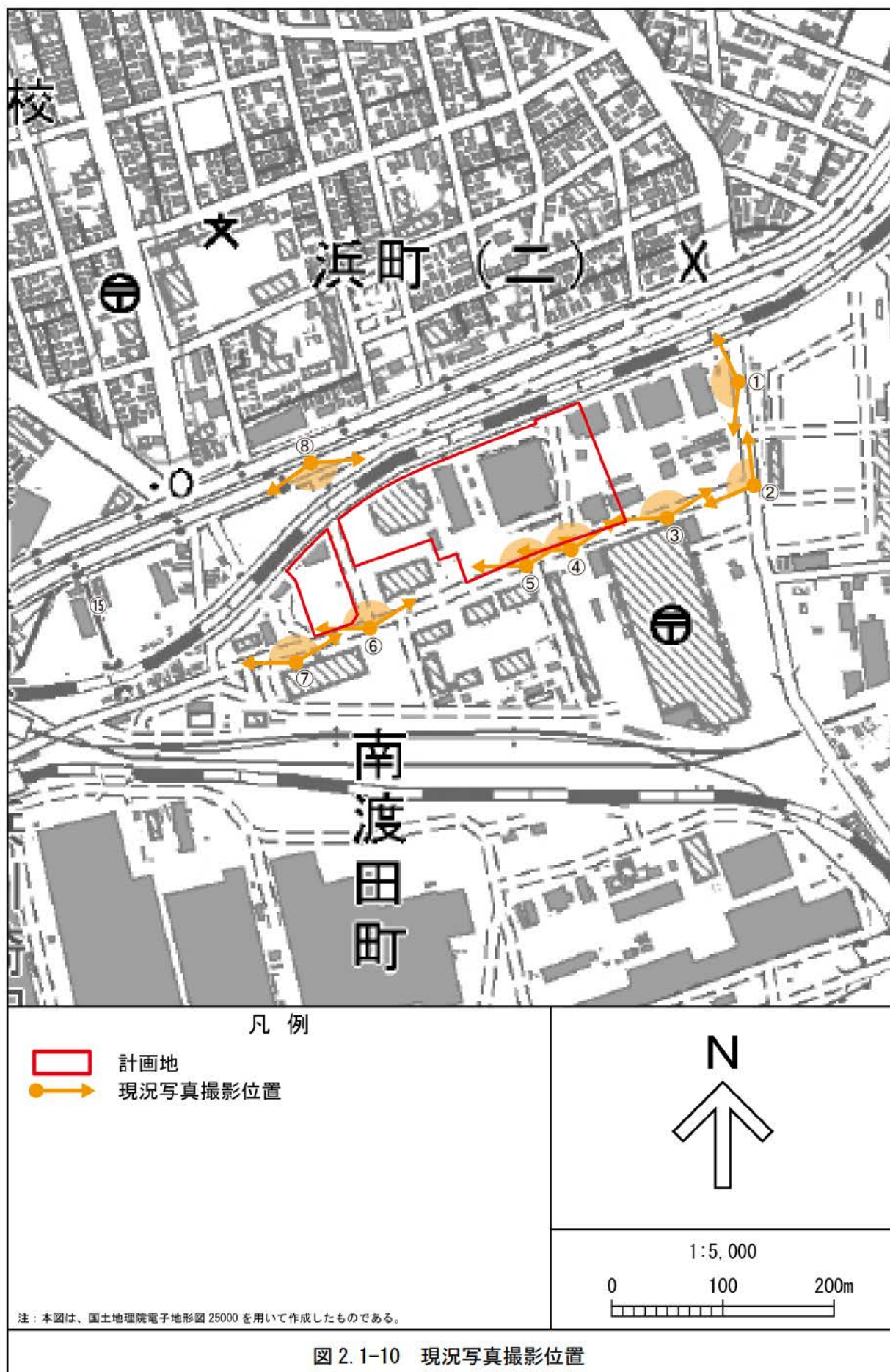


図 2.1-8 用途地域図







① 計画地北東側



② 計画地東側



③ 計画地南東側



④ 敷地境界南東側

写真 2. 1-1 (1) 計画地及び周辺の現況写真



⑤ 敷地境界南側



⑥ 敷地境界南西側



⑦ 計画地南西側



⑧ 計画地北側

写真 2.1-1(2) 計画地及び周辺の現況写真

2.1.7 交通、運輸の状況

(1) 道路の状況

計画地及びその周辺の主要な道路網及び道路交通センサスの調査地点の位置は図 2.1-11 に、交通量の状況は表 2.1-7 に示すとおりである。

主な道路網としては、計画地の東側に県道 101 号扇町川崎停車場線が、北側に首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線が通っている。

主要地方道 6 号東京大師横浜線（地点⑥）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 19,444 台（41.8%）、24 時間で 26,444 台（35.9%）であった。

主要地方道 6 号東京大師横浜線（地点⑦）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 30,374 台（40.2%）、24 時間で 42,827 台（35.4%）であった。

県道 101 号扇町川崎停車場線（地点⑨）の令和 3 年度の交通量（大型車混入率）は昼間 10,225 台（61.9%）、24 時間で 13,497 台（51.4%）であった。

平成 22 年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。

表 2.1-7(1) 計画地及びその周辺の交通量の状況（平日・平成 22 年度・平成 27 年度・令和 3 年度）

図中 番号	路線名	観測地点	区分		平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
①	高速神奈川 1 号横羽線	川崎線大師 JCT・ 大師出入口～浜川 崎出入口	昼間 12 時間	交通量（台）	56,779	57,443	55,716
				大型車混入率（%）	18.4	13.6	12.8
			24 時間	交通量（台）	83,130	85,168	81,159
				大型車混入率（%）	21.0	15.2	15.5
②	高速神奈川 1 号横羽線	浜川崎出入口～浅 田出入口	昼間 12 時間	交通量（台）	51,925	49,930	47,805
				大型車混入率（%）	15.2	12.3	12.8
			24 時間	交通量（台）	76,207	74,056	69,827
				大型車混入率（%）	15.8	14.0	15.4
③	一般国道 15 号	川崎市川崎区宮前 町 8-6	昼間 12 時間	交通量（台）	16,816	31,228	23,903
				大型車混入率（%）	22.2	26.4	5.8
			24 時間	交通量（台）	27,074	47,444	36,094
				大型車混入率（%）	27.2	25.6	6.6
④	一般国道 132 号	川崎市川崎区中島 2-3-5	昼間 12 時間	交通量（台）	18,970	16,670	14,290
				大型車混入率（%）	28.3	27.1	26.4
			24 時間	交通量（台）	27,317	23,005	19,292
				大型車混入率（%）	24.4	24.8	24.6
⑤	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区昭和 2-17-12	昼間 12 時間	交通量（台）	24,051	15,801	17,268
				大型車混入率（%）	40.8	40.9	40.6
			24 時間	交通量（台）	36,861	24,176	23,139
				大型車混入率（%）	42.7	42.3	35.3
⑥	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区池上 新町 2-25-15	昼間 12 時間	交通量（台）	—	18,440	19,444
				大型車混入率（%）	—	35.1	41.8
			24 時間	交通量（台）	—	26,554	26,444
				大型車混入率（%）	—	31.7	35.9
⑦	主要地方道 6 号東京大 師横浜線	川崎市川崎区小田 7-3	昼間 12 時間	交通量（台）	30,976	28,946	30,374
				大型車混入率（%）	41.4	38.7	40.2
			24 時間	交通量（台）	44,605	41,682	42,827
				大型車混入率（%）	33.5	34.2	35.4
⑧	主要地方道 9 号川崎府 中線	川崎市川崎区砂子 2-11-17	昼間 12 時間	交通量（台）	12,466	15,092	14,859
				大型車混入率（%）	15.4	17.1	16.4
			24 時間	交通量（台）	17,951	20,223	19,911
				大型車混入率（%）	15.5	16.8	17.2

表 2.1-7(2) 計画地及びその周辺の交通量の状況（平日・平成 22 年度・平成 27 年度・令和 3 年度）

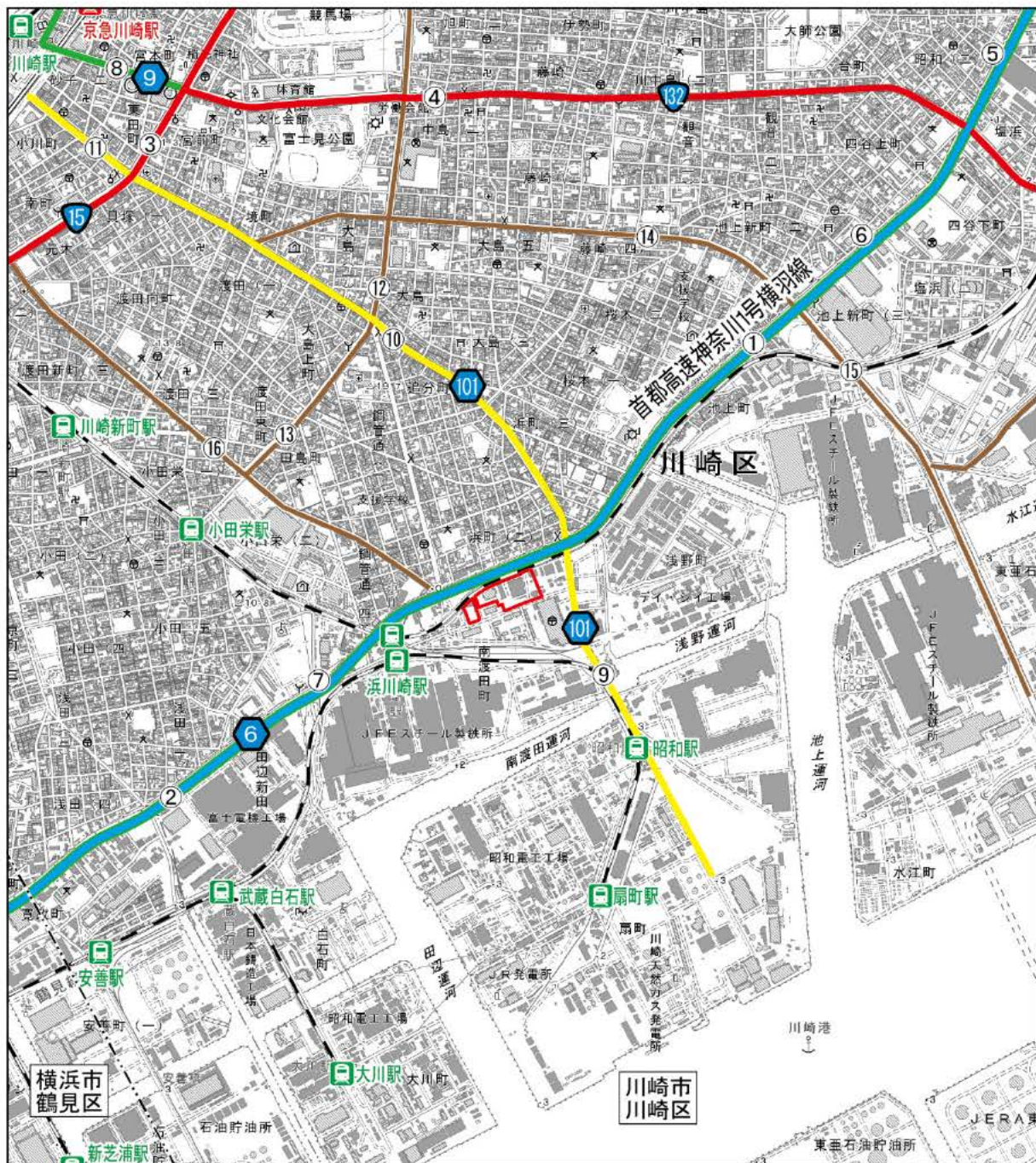
図中 番号	路線名	観測地点	区分		平成 22 年度	平成 27 年度	令和 3 年度
⑨	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区浅野 町 1-3	昼間 12 時間	交通量（台）	9,829	10,006	10,225
				大型車混入率（%）	60.2	59.7	61.9
			24 時間	交通量（台）	14,154	13,208	13,497
				大型車混入率（%）	46.6	49.0	51.4
⑩	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区大島 2-6-11	昼間 12 時間	交通量（台）	9,980	9,116	8,599
				大型車混入率（%）	26.5	27.9	20.5
			24 時間	交通量（台）	14,371	12,033	11,265
				大型車混入率（%）	23.3	24.8	19.9
⑪	県道 101 号 扇町川崎停 車場線	川崎市川崎区砂子 2-8-14	昼間 12 時間	交通量（台）	—	13,030	11,453
				大型車混入率（%）	—	21.5	23.9
			24 時間	交通量（台）	—	17,200	15,232
				大型車混入率（%）	—	20.0	22.7
⑫	市道富士見 鶴見駅線	川崎市川崎区大島 1-31-7	昼間 12 時間	交通量（台）	8,267	7,392	6,765
				大型車混入率（%）	23.3	20.1	18.1
			24 時間	交通量（台）	11,904	9,684	8,795
				大型車混入率（%）	21.0	18.9	18.0
⑬	市道富士見 鶴見駅線	川崎市川崎区渡田 東町 18-8	昼間 12 時間	交通量（台）	—	4,241	4,709
				大型車混入率（%）	—	16.0	10.4
			24 時間	交通量（台）	—	5,556	5,933
				大型車混入率（%）	—	15.7	11.3
⑭	市道皐橋水 江町線	川崎市川崎区藤崎 4-33-6	昼間 12 時間	交通量（台）	12,379	11,644	12,702
				大型車混入率（%）	23.7	24.9	19.9
			24 時間	交通量（台）	17,826	15,603	16,894
				大型車混入率（%）	21.3	22.7	19.6
⑮	市道皐橋水 江町線	川崎市川崎区池上 新町 3-5	昼間 12 時間	交通量（台）	12,771	14,120	13,733
				大型車混入率（%）	44.4	46.1	47.0
			24 時間	交通量（台）	18,390	18,921	18,402
				大型車混入率（%）	35.7	38.5	40.0
⑯	市道南幸町 渡田線	川崎市川崎区渡田 3-4-10	昼間 12 時間	交通量（台）	17,062	14,930	15,577
				大型車混入率（%）	14.2	17.6	15.0
			24 時間	交通量（台）	24,569	20,454	20,873
				大型車混入率（%）	14.7	17.9	16.1

注：1. 図中番号は、図 2.1-11 に対応している。

注：2. 昼間 12 時間は、午前 7 時から午後 7 時までの交通量を示す。

注：3. 「—」は、観測地点に該当する箇所での測定が行われていないことを示す。

出典：「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」
（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査 集計表」
（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）「平成 22 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）
一般交通量調査 集計表」（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）



凡 例

- 計画地 市界
- JR JR東海道線（貨物支線）・南武線・鶴見線
- 京浜 京浜急行電鉄本線
- 首都 首都高速神奈川1号横羽線
- No 一般国道 No 県道（主要地方道）
- No 県道（一般県道）
- 主要な市道
- ①～⑯ 交通量調査地点



1:25,000

0 500 1,000m

注：本図は、国土院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
出典「令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 集計表」（令和6年1月閲覧、国土交通省HP）

図 2.1-11 道路及び鉄道の状況

(2) 鉄道の状況

計画地及びその周辺の鉄道網は、図 2.1-11 に示すとおりである。

計画地南西側に JR 南武線及び鶴見線が、計画地北側に JR 東海道線の貨物支線が整備されており、最寄り駅は、計画地西側に JR 南武線及び鶴見線の浜川崎駅がある。

浜川崎駅の乗車人員は無人駅のため正確な乗車人員が把握できないとして公表されていない。

出典：「川崎市統計書令和 5 年（2023 年）版」（令和 6 年 3 月、川崎市）

(3) バス路線の状況

計画地及びその周辺のバス路線図は、図 2.1-12 に示すとおりである。

計画地周辺のバス路線としては、川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バスが運行されている。

最寄りのバス停としては、計画地東側の川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バス「川崎港郵便局前」、計画地北西側の川崎市交通局及び川崎鶴見臨港バス「JFE 前」、計画地西側の川崎鶴見臨港バス「浜川崎営業所」等がある。

(4) 入港船舶の状況

川崎港における令和 4 年の入港船舶の状況は表 2.1-8 に示すとおりである。

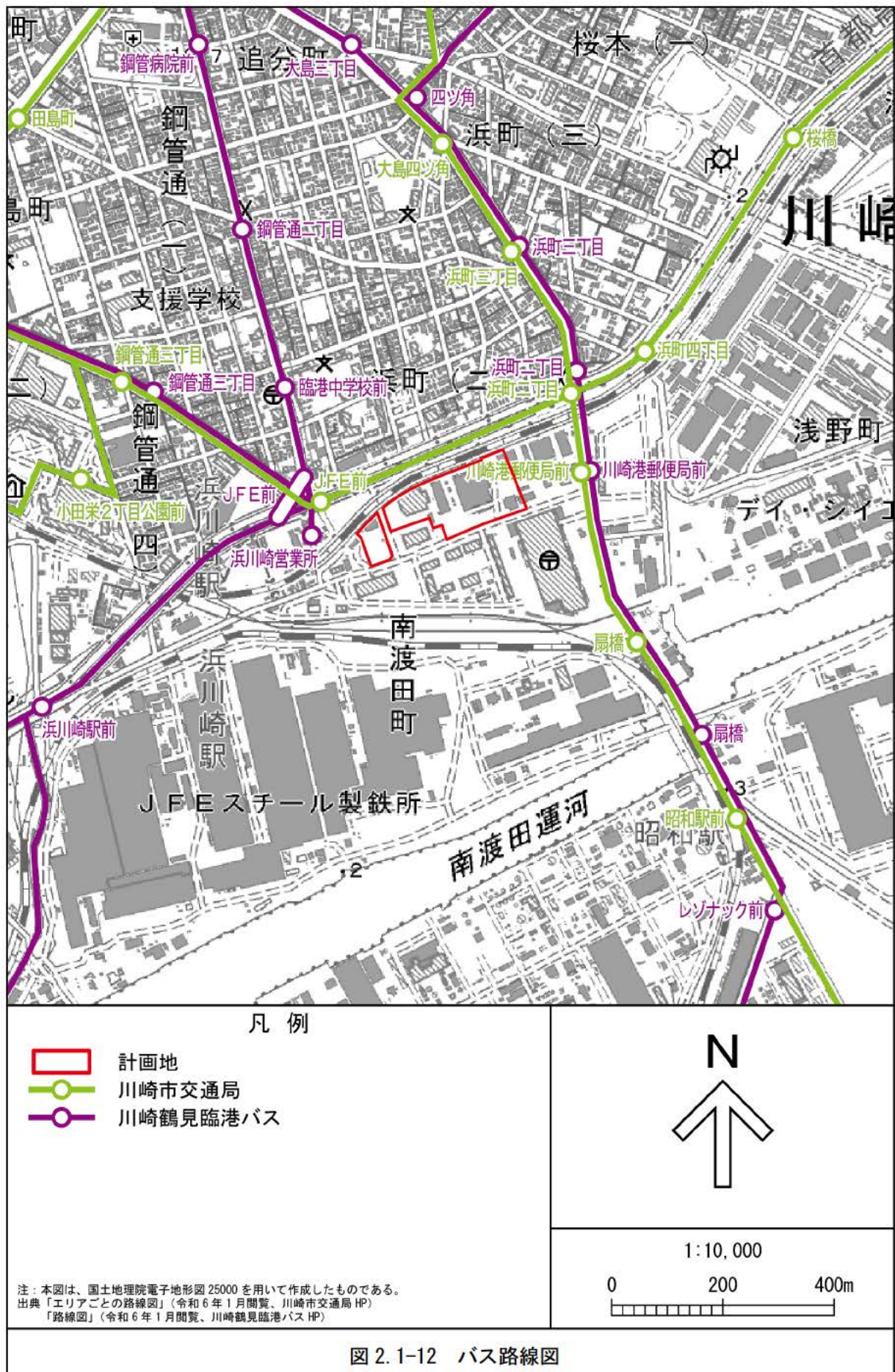
令和 4 年は総隻数 16,718 隻、総トン数 84,848,146 トンであった。

表 2.1-8 川崎港における入港船舶数等（令和 4 年）

種別		総数		トン階別			
				500 総トン未満		500 総トン以上	
		隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
令和 4 年	総数	16,718	84,848,146	8,626	3,632,716	8,092	81,215,430
	外航	2,204	64,222,842	8	3,983	2,196	64,218,859
	内航	14,514	20,625,304	8,618	3,628,733	5,896	16,996,571

注：船舶は総トン数 5 トン以上のものについて調査した。

出典：「川崎市統計書令和 5 年（2023 年）版」（令和 6 年 3 月、川崎市）



2.1.8 主な公共施設等の状況

(1) 公共施設等の分布状況

計画地及びその周辺の公共施設等は表 2.1-9 及び表 2.1-10 に、その分布状況は図 2.1-13 に示すとおりである。

計画地周辺の福祉施設は北側約 100m に有料老人ホームぱんだが、教育施設は北西側約 300m に川崎市立臨港中学校が存在している。

病院は、北北西側約 900m に日本鋼管病院が、診療所は北側約 200m に医療法人社団聖医会 安土医院が存在している。

また、計画地北側約 750m に集会施設のプラザ田島がある。

表 2.1-9 計画地周辺の主な公共施設等（教育・福祉）

区分	地点番号	施設名称	施設住所
保育所等	1	保育園川崎ベアーズ	川崎区大島上町 22-12
	2	わたりだ保育園	川崎区鋼管通 1-11-4
	3	あいせん保育園	川崎区浜町 2-22-16
	4	さらら保育室	川崎区浜町 1-9-14 アカツキビル 1 階
	5	KAWASAKI INTERNATIONAL SCHOOL	川崎区追分町 11-6
	6	鋼管通乳児園	川崎区鋼管通 2-2-6
	7	A. L. C 貝塚学院	川崎区田島町 15-19
幼稚園	1	東三輪幼稚園	川崎区浜町 1-4-15
小学校	1	川崎市立大島小学校	川崎区浜町 1-5-1
	2	川崎市立渡田小学校	川崎区田島町 14-1
中学校	1	川崎市立臨港中学校	川崎区浜町 2-11-22
特別支援学校	1	川崎市立田島支援学校本校	川崎区田島町 20-5
図書館	1	川崎市立図書館田島分館	川崎区追分町 16-1 カナザワ川崎 4F プラザ 田島
特別養護老人ホーム	1	ビオラ川崎	川崎区小田栄 2-1-7
有料老人ホーム	1	SOMPO ケアラヴィーレ浜川崎	川崎区田島町 23-1
	2	ぱんだ	川崎区浜町 2-19-15
	3	やすらぎ	川崎区田島町 16-6 1F
	4	ハピネス鋼管通	川崎区鋼管通 1-19-10
	5	ファミリエ浜町	川崎区浜町 1-16-3
	6	ほほえみの家浜町	川崎区浜町 2-9-1
	7	住宅型老人ホーム フレンズ	川崎区田島町 23-1 2 階
	8	太陽ケアセンター住宅型有料老人ホーム さくら	川崎区桜本 1-18-18
認知症高齢者グループホーム	1	グループホーム灯り	川崎区大島 3-15-7

注：地点番号は、図 2.1-13(1)に対応している。

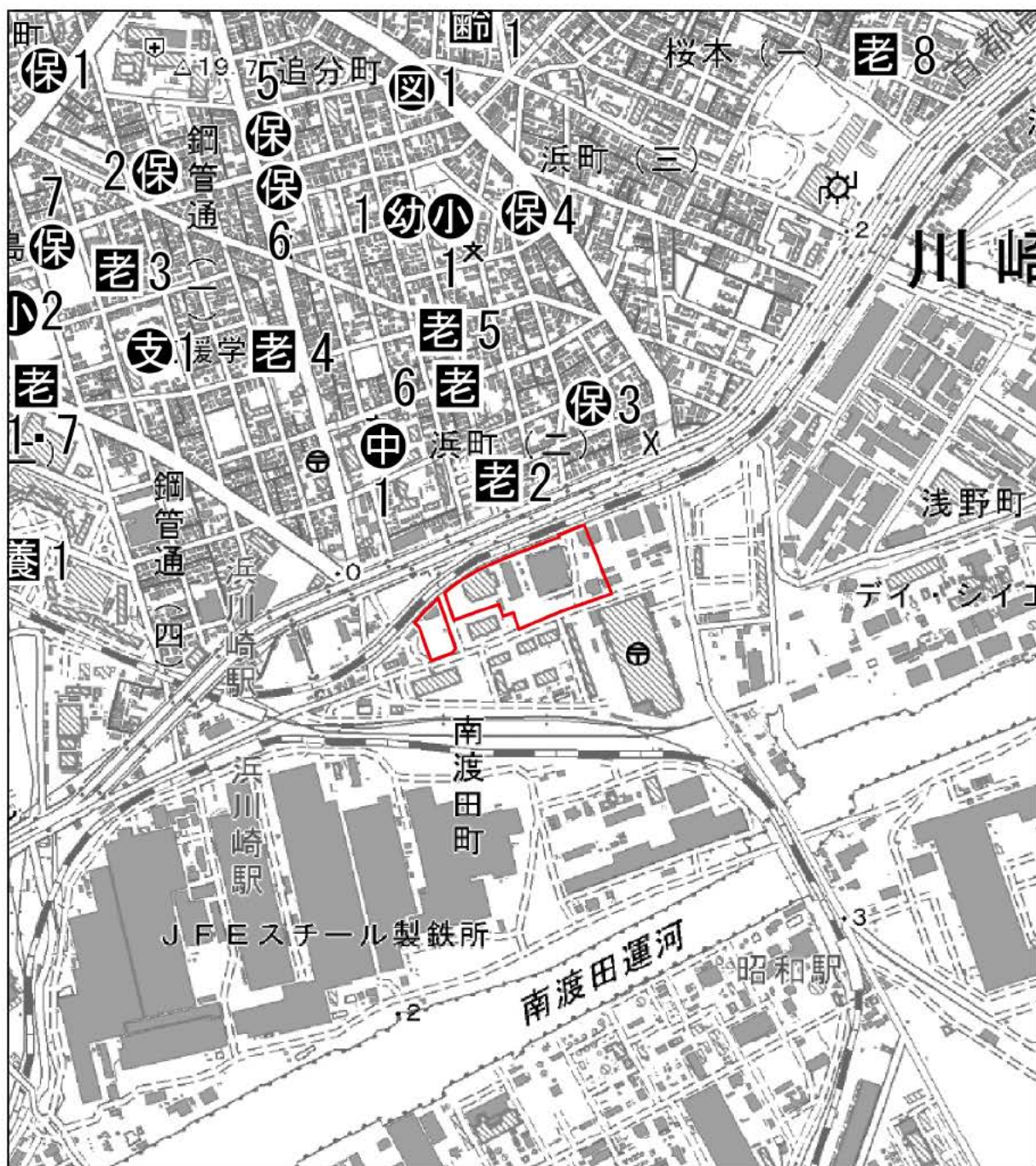
出典：「こどもの施設案内」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）
「神奈川県公立学校名簿」（令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP）
「神奈川県私立学校名簿」（令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP）
「川崎市立図書館一覧」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市立図書館 HP）
「高齢者施設のご案内」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）

表 2.1-10 計画地周辺の主な公共施設等（医療）

区分	地点 番号	施設名称	施設住所
病院	1	日本鋼管病院	川崎区鋼管通 1-2-1
診療所	1	特別養護老人ホームピオラ川崎 医務室	川崎区小田栄 2-1-7
	2	市電通り ごうだクリニック	川崎区田島町 23-1 SOMP0 ケアラヴィーレ浜 川崎（田島町共同ビル）
	3	医療法人社団聖医会 安土医院	川崎区浜町 1-22-6
	4	ヨシムラ耳鼻咽喉科医院	川崎区浜町 1-7-6
	5	株式会社デイ・シイ診療所	川崎区浅野町 1-1
	6	シブイ皮膚科クリニック	川崎区追分町 6-11
	7	山下整形外科	川崎区追分町 5-2 青木楽山堂ビル 2 階
	8	こうかんクリニック	川崎区鋼管通 1-2-3
	9	高良医院	川崎区大島 3-15-17

注：地点番号は、図 2.1-13(2)に対応している。

出典：「国土数値情報ダウンロード 医療機関データ（令和 2 年度版）」（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）



凡 例

- | | |
|--|---|
| 計画地 | 特別養護老人ホーム |
| 保 保育所等 | 老 有料老人ホーム |
| 幼 幼稚園 | 図 認知症高齢者グループホーム |
| 小 小学校 | |
| 中 中学校 | |
| 支 特別支援学校 | |
| 図 図書館 | |

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「こどもの施設案内」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)
 「神奈川県公立学校名簿」(令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP)
 「神奈川県私立学校名簿」(令和 6 年 1 月閲覧、神奈川県 HP)、
 「川崎市立図書館一覧」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市立図書館 HP)
 「高齢者施設のご案内」(令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP)



1:10,000

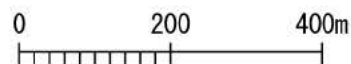
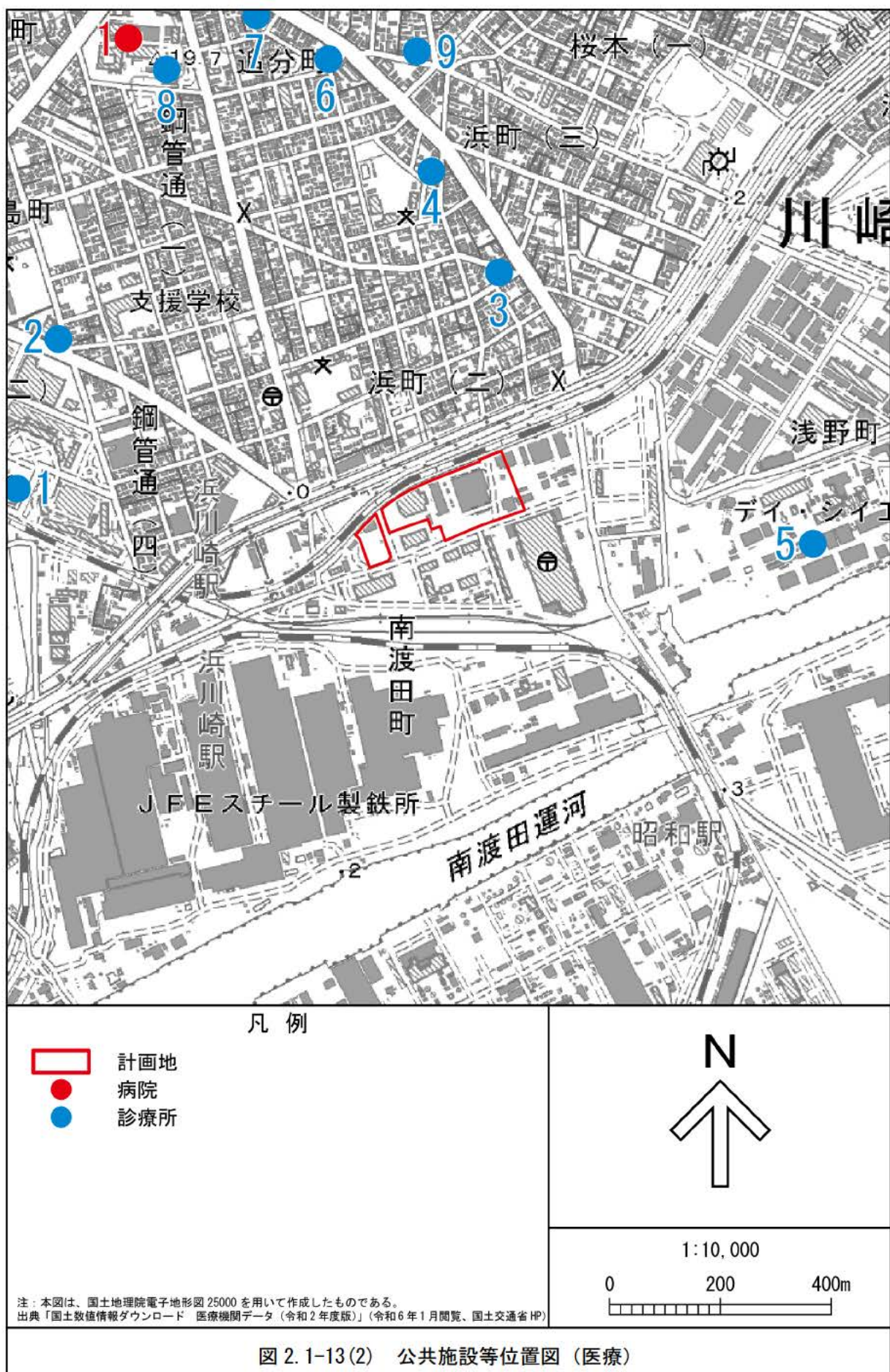


図 2.1-13(1) 公共施設等位置図 (教育・福祉)



(2) 公園・緑地等の分布状況

計画地及びその周辺の主な公園、緑地等は表 2.1-11 に、その分布状況は図 2.1-14 に示すとおりである。

計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通 5 丁目緑地などがある。

計画地北東側の桜川公園は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

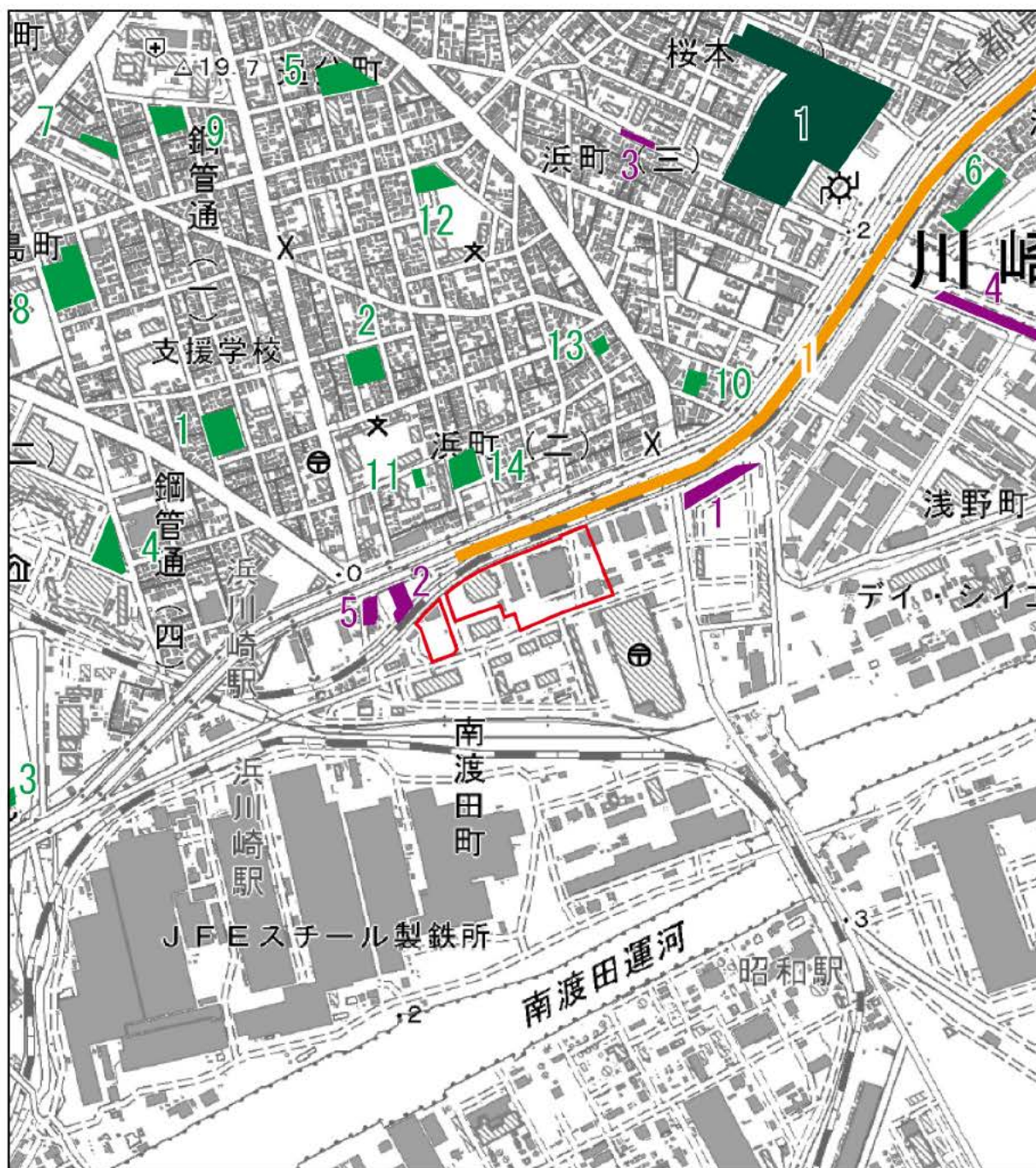
表 2.1-11 計画地及びその周辺の主な公園、緑地等

公園種別	番号	公園名称	所在地	管理面積(m ²)
街区公園	1	姥ヶ森公園	川崎区鋼管通 3-12-1	3,164
街区公園	2	鋼管通第 1 公園	川崎区鋼管通 2-17-1	2,361
街区公園	3	小田 7 丁目公園	川崎区小田 7-3-4	7,259
街区公園	4	小田栄 2 丁目公園	川崎区小田栄 2-1	2,206
街区公園	5	大島第 5 公園	川崎区追分町 7-1	3,155
街区公園	6	池上町公園	川崎区池上町 11	3,409
街区公園	7	田島こども公園	川崎区田島町 2-6	775
街区公園	8	田島ふれあい公園	川崎区田島町 15-4	5,329
街区公園	9	東渡田第 2 公園	川崎区鋼管通 1-8-1	2,154
街区公園	10	浜川崎公園	川崎区浜町 4-4-1	1,157
街区公園	11	浜町なかよし公園	川崎区浜町 2-13	262
街区公園	12	浜町公園	川崎区浜町 1-5-2	1,798
街区公園	13	浜町第 2 公園	川崎区浜町 2-1-4	392
街区公園	14	浜町第 3 公園	川崎区浜町 2-16-1	2,300
地区公園	1	桜川公園	川崎区桜本 1-14-3	28,104
緑道	1	浅野町緑道	川崎区浅野町、南渡田町、池上町地内	9,136
都市緑地	1	浅野町緑地	川崎区浅野町 1-3	1,867
都市緑地	2	鋼管通 5 丁目緑地	川崎区鋼管通 5-1	1,369
都市緑地	3	桜川緑地（桜本緑地）	川崎区桜本 1-2	462
都市緑地	4	桜堀緑地	川崎区浅野町 8-1	11,268
都市緑地	5	鋼管通 5 丁目ふれあい緑地	川崎区鋼管通 5-2	503

注：番号は、図 2.1-14 に対応している。

出典：「川崎の公園（令和 5 年 3 月現在）」（令和 5 年 11 月更新、川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 HP）

「国土交通省ウェブマッピングシステム」（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）

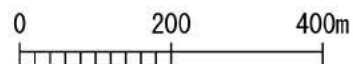


凡 例

- 計画地
- 街区公園
- 地区公園
- 緑道
- 都市緑地



1:10,000



注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典「川崎の公園（令和 5 年 3 月現在）」（令和 5 年 11 月更新、川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 HP）
 「国土交通省ウェブマッピングシステム」（令和 6 年 1 月閲覧、国土交通省 HP）

図 2.1-14 公園及び緑地等位置図

2.1.9 史跡・文化財の状況

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に位置している（図 2.1-15 参照）。

出典：「文化遺産オンライン」（令和 6 年 1 月閲覧、文化庁 HP）

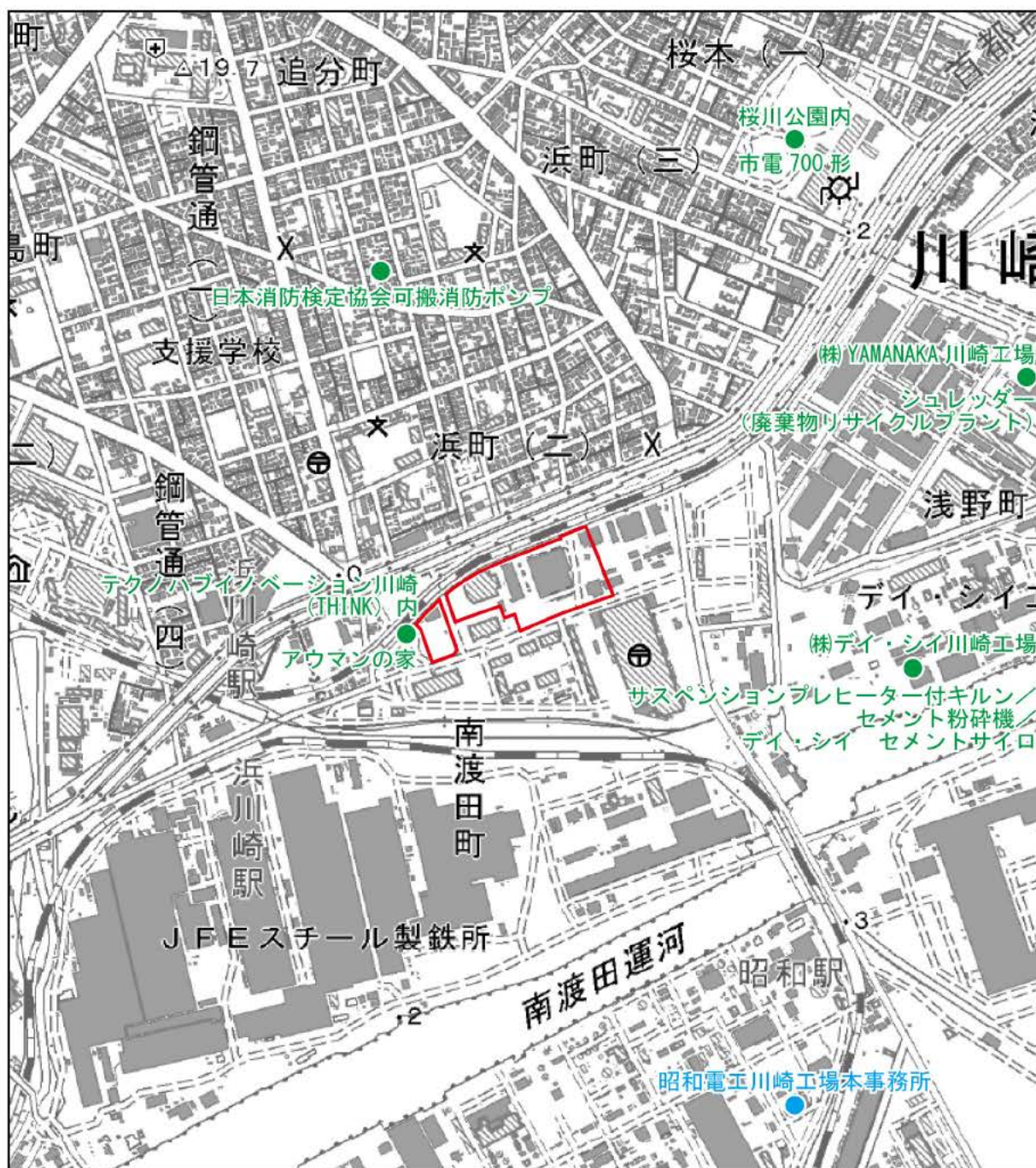
また、計画地西側に川崎区を特徴づける社会的資源として「アウマンの家」他 5 箇所 7 点がある（図 2.1-15 参照）。

計画地に近接するアウマンの家、浅野町にある（株）デイ・シイのサイロ及び扇町にある昭和電工川崎事業所本事務所は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

出典：「かわさき産業ミュージアム」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）

計画地及びその周辺に、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

出典：「ガイドマップかわさき」（令和 6 年 1 月閲覧、川崎市 HP）



2. 1. 10 公害等の状況

(1) 公害苦情の発生状況

川崎区及び川崎市における令和 4 年度の苦情発生状況は、表 2. 1-12 に示すとおりである。

苦情の発生件数は、計画地のある川崎区の田島地区では 36 件、川崎市全体では 802 件であった。

川崎区の田島地区では騒音に係る苦情が 19 件と最も多く、次いで振動が 9 件であった。

表 2. 1-12 公害苦情の発生件数（令和 4 年度）

地区		大気汚染				水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	その他	合計
		ばい煙	粉じん	ガス	その他								
川崎区	大師	1	8	0	0	2	0	24	9	0	6	2	52
	田島	1	3	0	0	0	0	19	9	0	4	0	36
	川崎	1	5	0	0	1	0	53	5	0	5	4	74
川崎区計		3	16	0	0	3	0	96	23	0	15	6	162
川崎市合計		40	72	0	0	22	0	459	123	0	68	18	802

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」（令和 6 年 3 月、川崎市）

(2) 大気汚染の状況

計画地及びその周辺の大気汚染常時監視測定局は、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自動車排出ガス測定局（以下、「自排局」という。）である池上測定局及び富士見公園測定局がある（各測定局の位置は、図 2. 1-3（p. 74）参照）。

令和 4 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、表 2. 1-13、表 2. 1-15 に示すとおりであり、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。

また、過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、表 2. 1-14、表 2. 1-16 並びに図 2. 1-16、図 2. 1-17 に示すとおりであり、緩やかな減少傾向にある。

計画地内には著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

表 2. 1-13 大気中の二酸化窒素濃度の測定結果（令和 4 年度）

測定項目	一般局			自排局		環境基準
	田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局	
年平均値（ppm）	0.016	0.017	0.016	0.026	0.019	1 時間値の 1 日平均値が 0.04 から 0.06ppm までのゾーン内、又は、それ以下であること
日平均値の年間 98% 値（ppm）	0.036	0.035	0.036	0.045	0.038	
環境基準評価	○	○	○	○	○	

注：1. 日平均値の年間 98% 値とは、年間の 1 日平均値の低い方から 98% に相当する値。

注：2. 日平均値の年間 98% 値が 0.06ppm 以下の場合を環境基準の「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和 5 年 7 月、川崎市）

表 2.1-14 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

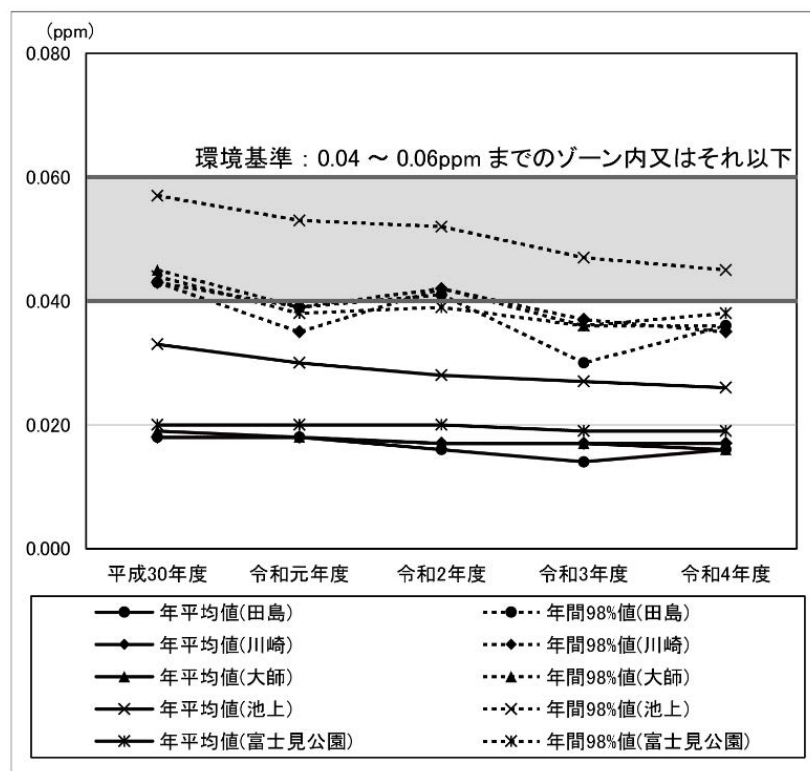
（単位：ppm）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間 98%値	年平均値	年間 98%値	年平均値	年間 98%値	年平均値	年間 98%値	年平均値	年間 98%値
平成 30 年度	0.018	0.043	0.018	0.043	0.019	0.045	0.033	0.057	0.020	0.044
令和元年度	0.018	0.039	0.018	0.035	0.018	0.039	0.030	0.053	0.020	0.038
令和 2 年度	0.016	0.041	0.017	0.042	0.017	0.042	0.028	0.052	0.020	0.039
令和 3 年度	0.014	0.030	0.017	0.037	0.017	0.036	0.027	0.047	0.019	0.036
令和 4 年度	0.016	0.036	0.017	0.035	0.016	0.036	0.026	0.045	0.019	0.038

注：1. 令和 3 年度の田島測定局及び令和 2 年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間 6,000 時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

注：2. 令和 2 年度途中で市役所前から富士見公園へ測定局を移設のため、富士見公園測定局の令和元年度以前の値は市役所前測定局の値である。

出典：「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和 5 年 7 月、川崎市）



出典：「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和 5 年 7 月、川崎市）

図 2.1-16 大気中の二酸化窒素濃度の推移（年平均値及び年間 98%値）

表 2.1-15 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（令和 4 年度）

測定項目		一般局			自排局	
		田島測定局	川崎測定局	大師測定局	池上測定局	富士見公園測定局
年平均値 (mg/m ³)		0.014	0.012	0.014	0.016	0.016
長期的評価	日平均値の年間 2%除外値 (mg/m ³)	0.031	0.029	0.038	0.035	0.043
	日平均値が 0.10 mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続の有無	無	無	無	無	無
	環境基準評価	○	○	○	○	○
短期的評価	1 時間値が 0.20mg/m ³ を超えた時間数	0	0	0	0	0
	日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日数	0	0	0	0	0
	環境基準評価	○	○	○	○	○

注：1. 日平均値の年間 2%除外値とは、年間の 1 日平均値の高い方から 2%除外した値。

注：2. 環境基準の長期的評価は、日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ を超えた日が 2 日以上連続しないことを達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

注：3. 環境基準の短期的評価は、1 時間値が 0.20mg/m³ 以下、かつ、日平均値が 0.10mg/m³ 以下を達成した場合を「達成」と評価し、○で表示した。

出典：「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和 5 年 7 月、川崎市）

表 2.1-16 大気中の浮遊粒子状物質の推移（年平均値及び年間 2%除外値）

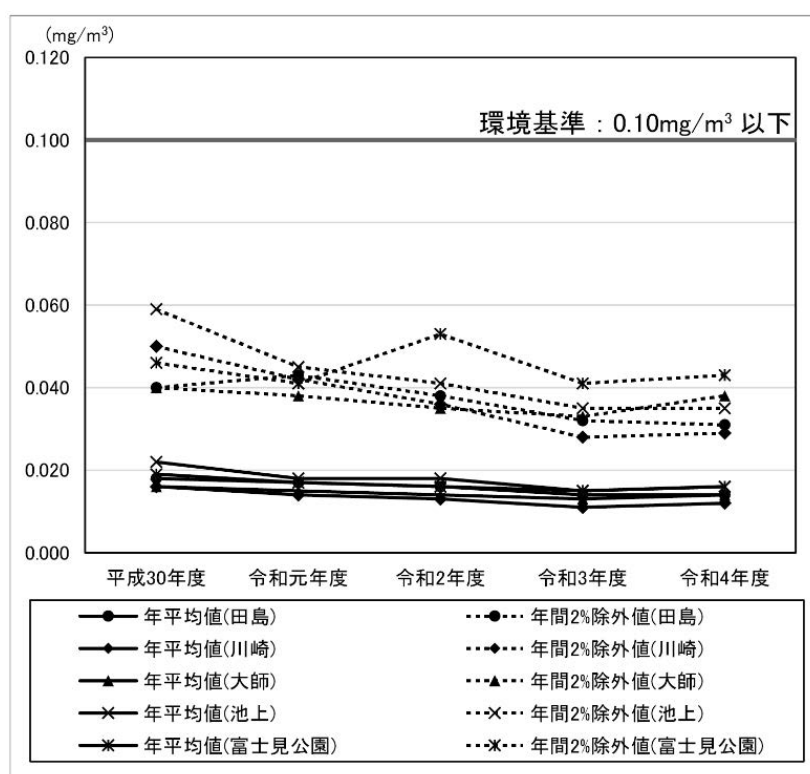
（単位：mg/m³）

測定年度	田島測定局		川崎測定局		大師測定局		池上測定局		富士見公園測定局	
	年平均値	年間 2%除外値	年平均値	年間 2%除外値	年平均値	年間 2%除外値	年平均値	年間 2%除外値	年平均値	年間 2%除外値
平成 30 年度	0.018	0.040	0.016	0.050	0.016	0.040	0.022	0.059	0.019	0.046
令和元年度	0.017	0.043	0.014	0.042	0.015	0.038	0.018	0.045	0.017	0.041
令和 2 年度	0.016	0.038	0.013	0.036	0.014	0.035	0.018	0.041	0.016	0.053
令和 3 年度	0.014	0.032	0.011	0.028	0.013	0.033	0.015	0.035	0.015	0.041
令和 4 年度	0.014	0.031	0.012	0.029	0.014	0.038	0.016	0.035	0.016	0.043

注：1. 令和 2 年度の富士見公園測定局は有効測定時間が年間 6,000 時間未満のため、環境基準の評価対象外であり参考値。

注：2. 令和 2 年度途中で市役所前から富士見公園へ測定局を移設のため、富士見公園測定局の令和元年度以前の値は市役所前測定局の値である。

出典：「令和 4 年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和 5 年 7 月、川崎市）



出典：「令和4年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和5年7月、川崎市）

図 2.1-17 大気中の浮遊粒子状物質濃度の推移（年平均値及び年間2%除外値）

(3) 悪臭の状況

計画地は、東京から神奈川にまたがる日本有数の工業地帯「京浜工業地帯」の、その中央に位置する川崎臨海部にあり、用途地域は工業地域及び工業専用地域となっている。

計画地内には著しい悪臭の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

(4) 水質の状況

計画地の周辺では運河4地点において水質調査が実施されている（調査地点の位置は、図 2.1-5（p. 77）参照）。

令和4年度の生活環境項目の調査結果は表 2.1-17、健康項目の調査は表 2.1-18、生活環境項目の平成30～令和4年度の経年変化は、表 2.1-19 に示すとおりであり、令和4年度の調査結果は全窒素及び全燐を除きすべての地点で環境基準に適合している。

また、川崎区浜町において（調査地点の位置は、図 2.1-5（p. 77）参照）地下水の継続監視調査が行われており、クロロエチレンにおいての調査結果が0.0013mg/Lであり、環境基準（0.002mg/L）を達成していた。

出典：「令和4年度水環境データ集」（令和6年3月、川崎市）

表 2.1-17 海域の水質の調査結果（生活環境項目：令和4年度）

項目	海域地点名	年間平均値 (75%値)	最小値	最大値	環境基準 適合状況	環境基準 (C・IV類型/生物A)
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.3	8.0	8.5	○	7.0 以上 8.3 以下
	桜堀運河先	8.2	7.9	8.4	○	
	池上運河先	8.2	8.0	8.4	○	
	南渡田運河先	8.1	7.9	8.3	○	
DO(mg/L)	京浜運河扇町	7.1	4.0	9.5	○	2mg/L 以上
	桜堀運河先	5.9	2.7	8.7	○	
	池上運河先	6.3	3.7	8.8	○	
	南渡田運河先	5.7	2.7	9.0	○	
COD(mg/L)	京浜運河扇町	2.9(3.5)	1.8	4.6	○	8mg/L 以下
	桜堀運河先	3.2(3.4)	2.2	4.9	○	
	池上運河先	2.9(2.7)	2.3	4.1	○	
	南渡田運河先	2.8(2.9)	2.2	3.8	○	
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	64	<1	610	—	—
	桜堀運河先	1	1	1	—	
	池上運河先	2	<1	2	—	
	南渡田運河先	3	1	4	—	
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	—	—
	桜堀運河先	ND	ND	ND	—	
	池上運河先	ND	ND	ND	—	
	南渡田運河先	ND	ND	ND	—	
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	0.80[1.0]	0.67	0.94	○	1mg/L 以下
	桜堀運河先	1.3[1.8]	0.94	1.7	×	
	池上運河先	0.87[1.1]	0.79	1.0	○	
	南渡田運河先	1.0[1.2]	0.82	1.1	○	
全燐 (mg/L)	京浜運河扇町	0.081[0.086]	0.049	0.12	○	0.09mg/L 以下
	桜堀運河先	0.13[0.16]	0.074	0.17	×	
	池上運河先	0.091[0.093]	0.058	0.13	×	
	南渡田運河先	0.095[0.10]	0.056	0.12	×	
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.005	0.003	0.007	○	0.02mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	○	0.001mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	
LAS (mg/L)	京浜運河扇町	<0.0006	<0.0006	<0.0006	○	0.01mg/L 以下
	桜堀運河先	—	—	—	—	
	池上運河先	—	—	—	—	
	南渡田運河先	—	—	—	—	

注：1. COD の環境基準値の評価方法は 75%値とする。

注：2. 環境基準適合状況の○は全ての検体が環境基準に適合していること、×は環境基準に適合していない検体があることを示す。ただし、COD は 75%値で評価した。

注：3. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：4. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：5. []内は上層の年間平均値。

注：6. 全窒素及び全燐の環境基準適合状況については上層の年間平均値で評価した。

注：7. —は測定されていないこと又は環境基準の適用がないことを示す。

出典：「令和4年度水環境データ集」（令和6年3月、川崎市）

表 2. 1-18 海域の水質の調査結果（健康項目：令和 4 年度）

項 目	単位	京浜運河扇町				桜堀運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	—	—	—	—
全シアン	mg/L	ND	ND	ND	0/2	—	—	—	—
鉛	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	—	—	—	—
六価クロム	mg/L	<0.02	<0.02	<0.02	0/2	—	—	—	—
砒素	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	—	—	—	—
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0/2	—	—	—	—
PCB	mg/L	ND	ND	ND	0/2	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0004	<0.0004	<0.0004	0/2	—	—	—	—
チウラム	mg/L	<0.0006	<0.0006	<0.0006	0/2	—	—	—	—
シマジン	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0/2	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	—	—	—	—
ベンゼン	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0/2	—	—	—	—
セレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	0/2	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/L	0.05	<0.05	0.06	-/12	—	—	—	—
硝酸性窒素	mg/L	0.31	0.11	0.49	-/12	—	—	—	—
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	0.39	0.16	0.55	0/12	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	0/2	—	—	—	—

項 目	単位	池上運河先				南渡田運河先			
		平均値	最小値	最大値	m/n	平均値	最小値	最大値	m/n
カドミウム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
全シアン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
鉛	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
砒素	mg/L	—	—	—	—	0.005	<0.005	0.005	0/2
総水銀	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
PCB	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ジクロロメタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
ベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
セレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	—	—	—	—

注：1. 平均値は上下層平均値の年間平均値。

注：2. 最小値及び最大値は上下層平均値の最小値及び最大値。

注：3. n：調査検体数 m：環境基準値または判定値を超えた検体数を示す。

注：4. ND：定量下限値未満を示す。

出典：「令和 4 年度水環境データ集」（令和 6 年 3 月、川崎市）

表 2.1-19 水質の経年変化（生活環境項目）

項目	海域地点名	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
水素イオン濃度 (pH)	京浜運河扇町	8.2	8.2	8.3	8.3	8.3
	桜堀運河先	7.9	8.0	8.1	8.1	8.2
	池上運河先	8.1	8.1	8.2	8.2	8.2
	南渡田運河先	8.0	8.1	8.1	8.1	8.1
DO (mg/L)	京浜運河扇町	6.9	6.8	7.4	7.5	7.1
	桜堀運河先	5.8	5.0	6.0	4.9	5.9
	池上運河先	7.2	5.8	7.3	6.2	6.3
	南渡田運河先	6.6	5.2	5.9	4.5	5.7
COD (mg/L)	京浜運河扇町	3.6	3.9	3.3	3.5	2.9
	桜堀運河先	3.9	5.3	3.7	3.1	3.2
	池上運河先	3.6	4.2	3.4	3.0	2.9
	南渡田運河先	3.6	3.8	3.0	2.7	2.8
大腸菌数 (CFU/100mL)	京浜運河扇町	—	—	—	—	64
	桜堀運河先	—	—	—	—	1
	池上運河先	—	—	—	—	2
	南渡田運河先	—	—	—	—	3
大腸菌群数 (MPN/100mL)	京浜運河扇町	920	3,200	760	6,300	—
	桜堀運河先	1,700	1,900	2,500	1,700	—
	池上運河先	14	790	1,200	5,500	—
	南渡田運河先	400	2,300	560	670	—
n-ヘキサン抽出物質 (mg/L)	京浜運河扇町	ND	ND	ND	ND	ND
	桜堀運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	池上運河先	ND	ND	ND	ND	ND
	南渡田運河先	ND	ND	ND	ND	ND
全窒素 (mg/L)	京浜運河扇町	1.0	1.0	0.92	0.94	0.80
	桜堀運河先	2.1	1.9	1.2	1.3	1.3
	池上運河先	1.1	1.1	0.92	0.96	0.87
	南渡田運河先	1.5	1.4	1.0	1.0	1.0
全燐 (mg/L)	京浜運河扇町	0.095	0.096	0.088	0.099	0.081
	桜堀運河先	0.30	0.29	0.14	0.17	0.13
	池上運河先	0.11	0.12	0.087	0.12	0.091
	南渡田運河先	0.13	0.12	0.091	0.11	0.095
全亜鉛 (mg/L)	京浜運河扇町	0.006	0.005	0.005	0.005	0.005
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
ノニルフェノール (mg/L)	京浜運河扇町	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006	<0.00006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—
L A S (mg/L)	京浜運河扇町	0.0007	0.0006	0.0006	0.0006	0.0006
	桜堀運河先	—	—	—	—	—
	池上運河先	—	—	—	—	—
	南渡田運河先	—	—	—	—	—

注：1. 測定結果は各年度の平均値を示す。

注：2. ND：定量下限値未満を示す。

注：3. —は測定されていないことを示す。

注：4. 令和 4 年 4 月より大腸菌群数に代わり大腸菌数が環境基準として改正された。

出典：「令和 4 年度水環境データ集」（令和 6 年 3 月、川崎市）

「令和 3 年度水質年報」（令和 5 年 3 月、川崎市）

「令和 2 年度水質年報」（令和 4 年 3 月、川崎市）

「令和元年度水質年報」（令和 3 年 2 月、川崎市）

「平成 30 年度水質年報」（令和元年 12 月、川崎市）

(5) 地盤の状況

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）の位置は図 2.1-18 に、水準点の令和元年～令和 5 年度の標高及び年間地盤変動量の調査結果は、表 2.1-20 に示すとおりである。

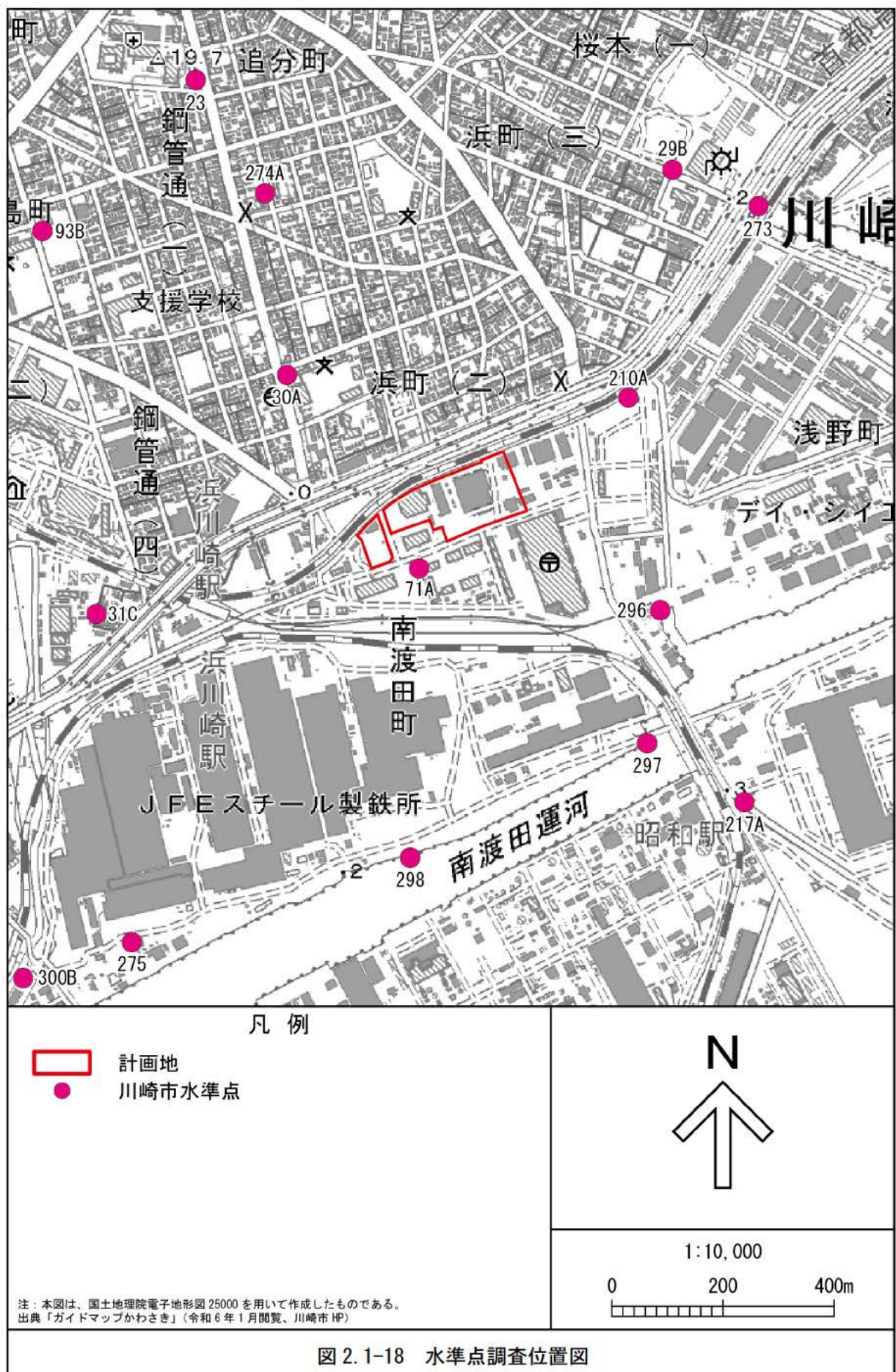
近年 5 年間の年間地盤変動量は－5.8～＋11.3mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

表 2.1-20 標高及び年間地盤変動量調査結果

水準点 番号	所在地	項目	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
23	川崎区鋼管通 1-2-1	標高(m)	0.2251	0.2258	0.2252	0.2249	0.2191
		変動量(mm)	2.3	0.7	-0.6	-0.3	-5.8
29B	川崎区桜本 1-3	標高(m)	0.7061	0.7056	0.7073	0.7076	0.7038
		変動量(mm)	7.0	-0.5	1.7	0.3	-3.8
30A	川崎区浜町 2-11-22	標高(m)	0.7674	0.7704	0.77	0.7719	0.7681
		変動量(mm)	4.7	3.0	-0.4	1.9	-3.8
31C	川崎区鋼管通 4-17-1	標高(m)	2.0705	2.0723	2.0717	2.0715	2.068
		変動量(mm)	3.5	1.8	-0.6	-0.2	-3.5
71A	川崎区南渡田町 1	標高(m)	1.201	1.2034	1.2047	1.2053	1.2015
		変動量(mm)	5.8	2.4	1.3	0.6	-3.8
93B	川崎区田島町 15-4	標高(m)	0.2271	0.2292	0.2299	0.2308	0.2269
		変動量(mm)	3.7	2.1	0.7	0.9	-3.9
210A	川崎区浅野町 1-3	標高(m)	1.2291	1.2285	1.2312	1.2324	1.2283
		変動量(mm)	7.1	-0.6	2.7	1.2	-4.1
217A	川崎区扇町 19	標高(m)	2.6566	2.6587	2.6609	2.6621	2.6584
		変動量(mm)	5.8	2.1	2.2	1.2	-3.7
273	川崎区池上町 9 先	標高(m)	3.3347	3.3347	3.3372	3.3378	3.335
		変動量(mm)	8.0	0.0	2.5	0.6	-2.8
274A	川崎区鋼管通 2-3-7	標高(m)	0.8544	0.8573	0.8572	0.8593	0.8559
		変動量(mm)	3.7	2.9	-0.1	2.1	-3.4
275	川崎区南渡田町 1	標高(m)	1.9103	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	8.2	-	-	-	-
296	川崎区浅野町 1-1	標高(m)	3.288	3.2894	不測	3.2908	3.2873
		変動量(mm)	5.5	1.4	-	-	-3.5
297	川崎区南渡田町 1	標高(m)	3.18	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	8.7	-	-	-	-
298	川崎区南渡田町 1	標高(m)	3.219	不測	不測	不測	不測
		変動量(mm)	11.3	-	-	-	-
300B	川崎区白石町 6-1	標高(m)	2.8255	2.8252	不測	2.8273	2.8234
		変動量(mm)	6.6	-0.3	-	-	-3.9

注：水準点番号は、図 2.1-18 に対応している。

出典：「地盤情報 市内の標高」（令和 6 年 4 月更新、川崎市 HP）



(6) 土壌汚染の状況

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。計画地周辺の町丁にある形質変更時要届出区域は表 2.1-21 に示すとおりである。計画地は形質変更時要届出区域に指定されている。

「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)によると、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく土壌調査等の結果の公表状況において、令和 4 年度において汚染が判明した箇所は、川崎市全体で 25 件、計画地が位置する川崎区で 22 件であった。

計画地の地歴は昭和 7(1932)年は田、荒地であったが、昭和 19(1944)年には工場となっている。昭和 34(1959)年頃から大部分が日本鋼管株式会社(関連会社含む)となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

表 2.1-21 川崎区における土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域

自治体 指定番号	指定年月日	区域の所在地 (地番表示)	面積 (m ²)	指定基準に適合しない 特定有害物質	地下水汚染の有無
指-30 号	平成 24 年 9 月 5 日	川崎区扇町 39 番 6、 40 番 1、41 番 3、46 番 1、46 番 4、46 番 15、47 番 3、47 番 8、60 番 1 の一部	29,580.8	テトラクロロエチレン ベンゼン 鉛及びその化合物	不明
指-33 号	平成 24 年 12 月 6 日	川崎区白石町 3 番 46、52、101 の一部	1,999.41	砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化 合物
指-58 号	平成 28 年 6 月 13 日	川崎区扇町 3 番 1 の 一部	473.5	ふっ素及びその化合物	ふっ素及びその化 合物
指-65 号	平成 29 年 1 月 16 日	川崎区扇町 16 番 1 ほか 21 筆の一部	31,644.60	ベンゼン シアン化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 水銀及びその化合物	不明
指-68 号	平成 29 年 4 月 28 日	川崎区扇町 16 番 1 の一部	2,078.6	ベンゼン 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物	不明
指-97 号	令和 2 年 3 月 16 日	川崎区扇町 5 番 1、9 番 12 の一部	2,631.89	ベンゼン 鉛及びその化合物	鉛及びその化合物
指-131 号	令和 5 年 12 月 19 日	川崎区扇町 57 番 1、 57 番 3、57 番 4 の各 一部	172.64	カドミウム及びその化 合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明
指-134 号	令和 6 年 4 月 24 日	川崎区南渡田町 13 番 1、13 番 33、17 番 32 の各一部	8,026.6	六価クロム化合物 セレン及びその化合物 鉛及びその化合物 砒素及びその化合物 ふっ素及びその化合物	不明

出典：「区域の指定」(令和 6 年 5 月更新、川崎市 HP)

(7) 騒音の状況

計画地及びその周辺における「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-22 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 55、特定施設数は 209 であり、このうち空気圧縮機及び送風機が最も多い。

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、著しい騒音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音が存在する。

また、川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施している。

道路交通騒音においては、計画地周辺では表 2.1-23 及び図 2.1-19 に示すとおり実施されており一般国道 15 号及び一般国道 132 号の道路端で環境基準を達成していない。

鉄道騒音においては、計画地周辺では表 2.1-24 及び図 2.1-19 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道騒音ではないため、環境基準は設定されていない。

表 2.1-22 「騒音規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		177	55	151	383	1,225
特定施設	金属加工機械	181	53	84	318	1,066
	空気圧縮機及び送風機	809	132	1,431	2,372	7,237
	土石用破砕機等	11	5	0	16	35
	建設用資材製造機械	4	0	1	5	19
	木材加工機器	21	3	12	36	82
	印刷機械	21	4	17	42	207
	合成樹脂用射出成形機	25	12	18	55	506
	合計	1072	209	1563	2844	9152

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)

表 2.1-23 道路交通騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	道路名称	測定地点	道路端の 用途地域	測定結果 (デシベル)				
					道路端		背後地		
					測定結果 (環境基準値)		距離 (m)	測定結果 (環境基準値)	
					昼間	夜間		昼間	夜間
①	令和 4	一般国道 132 号	川崎市川崎区四谷下 町 10-1 付近	準工業地域	69 (70)	66 (65)	35.0	53 (65)	47 (60)
②	令和 4	東京大師 横浜線	川崎市川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	67 (70)	64 (65)	—	—	—
③	令和 3	一般国道 15 号	川崎市川崎区宮前町 2 付近	近隣商業地 域	71 (70)	69 (65)	45	56 (65)	51 (60)
④	令和 3	一般国道 132 号	川崎市川崎区中島 2- 16 付近	第二種住居 地域	69 (70)	66 (65)	30	51 (65)	49 (60)
⑤	令和 3	東京大師 横浜線	川崎市川崎区昭和 2- 17 付近	第二種住居 地域	68 (70)	65 (65)	47	59 (65)	51 (60)
⑥	令和 2	東京大師 横浜線	川崎市川崎区小田 7- 2-4 地先	近隣商業地 域	64.8 (70)	61.6 (65)	36.2	54.9 (65)	50.4 (60)
⑦	令和 2	川崎府中線	川崎市川崎市川崎区 砂子 1-9-3 地先	商業地域	64.9 (70)	60.2 (65)	49.4	60.3 (65)	49.7 (60)
⑧	令和 2	扇町川崎 停車場線	川崎市川崎区浜町 1- 10-2 地先	商業地域	66.7 (70)	62.1 (65)	29.9	51.8 (65)	44.5 (60)
⑨	令和 2	皐橋水江町 線	川崎市川崎区藤崎 4- 3-10 地先	商業地域	67.5 (70)	62.6 (65)	29.3	51.4 (65)	50.7 (60)
⑩	令和 2	南幸町渡田 線	川崎市川崎区渡田 4- 7-8 地先	準住居地域	68.4 (70)	64.4 (65)	30.6	53.5 (65)	46.7 (60)
⑪	令和元	一般国道 15 号	川崎市川崎区貝塚 1- 4-11 付近	商業地域	69 (70)	68 (65)	41.4	61 (65)	60 (60)
⑫	令和元	富士見鶴見 駅線	川崎市川崎区富士見 2-2-6 付近	近隣商業地 域	66 (70)	63 (65)	42.5	53 (65)	48 (60)

注：1. 図中番号は、図 2.1-19 に対応している。

注：2. 背後地：道路に直接面していない 2 列目以降の住居等の位置する場所。

注：3. 昼間：午前 6 時から午後 10 時まで 夜間：午後 10 時から翌日午前 6 時まで。

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)

「令和 4(2022)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 5 年 3 月、川崎市)

「令和 3(2021)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 4 年 2 月、川崎市)

「令和 2(2020)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 3 年 3 月、川崎市)

「令和元年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 2 年 2 月、川崎市)

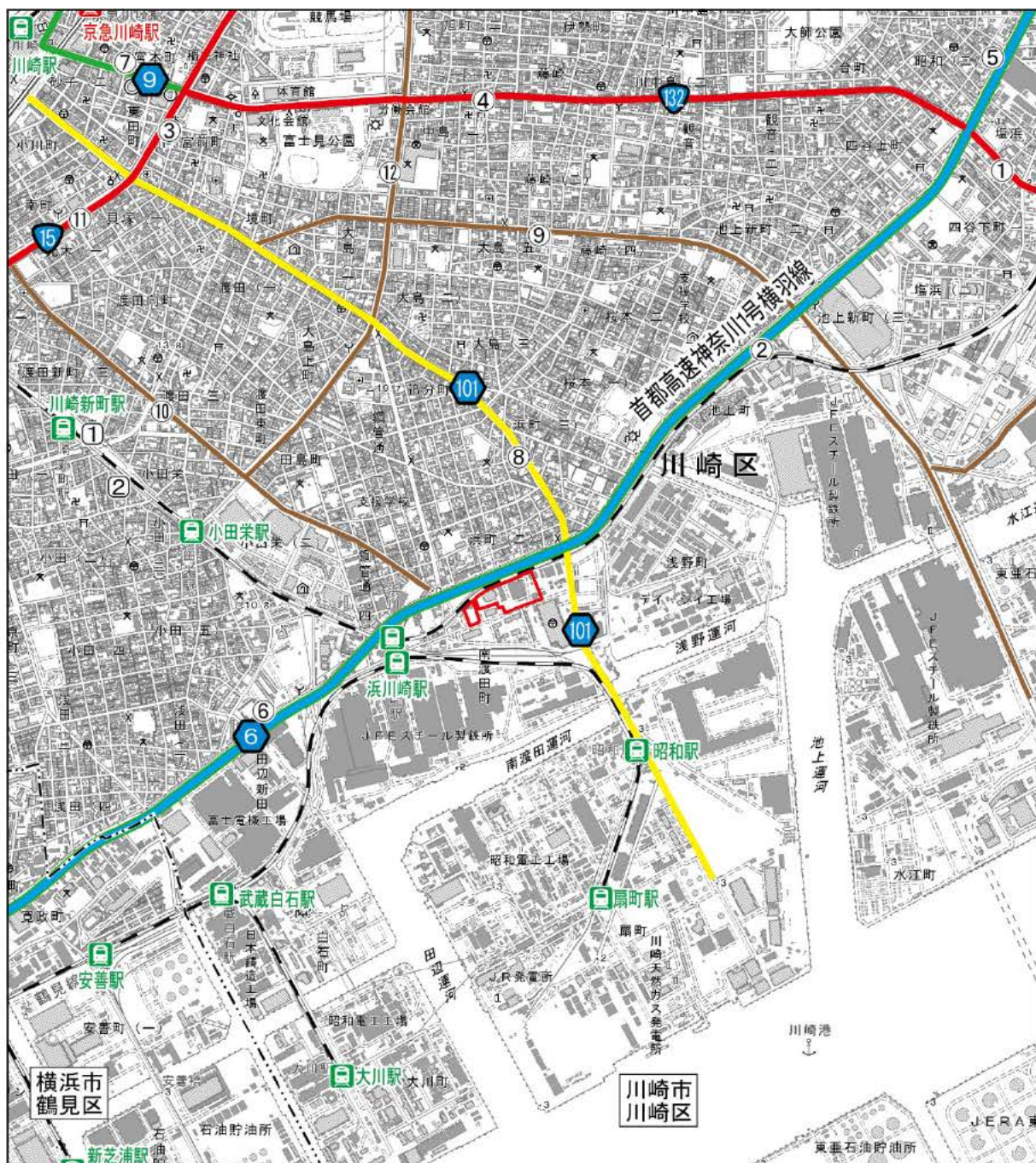
表 2.1-24 鉄道騒音調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	騒音		
						騒音レベル (dB)		環境 基準
						最大騒 音レベ ルパワ ー平均	等価 騒音レ ベル	
①	令和 3	東日本旅客鉄道株式会社 日本貨物鉄道株式会社	浜川崎線	川崎市川崎区渡田 新町 3-15	第二種住 居地域	79	—	—
②				川崎市川崎区小田 1-32-7		81	—	—

注：1. 図中番号は、図 2.1-19 に対応している。

注：2. 最大騒音レベルパワー平均は、測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のパワー平均。

出典：「令和 4(2022)年度 環境局事業概要 (公害編)」(令和 5 年 3 月、川崎市)



凡 例

- 計画地
- 首都高速神奈川1号横羽線
- No 一般国道
- No 県道（主要地方道）
- No 県道（一般県道）
- 主要な市道
- ①～⑫ 道路交通騒音・振動調査地点
- ①～② 鉄道騒音・振動調査地点

注：本図は、国土地理院電子地形図 25000 を用いて作成したものである。
 出典：「令和5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和6年3月、川崎市)
 「令和4(2022)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和5年3月、川崎市)
 「令和3(2021)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和4年2月、川崎市)
 「令和2(2020)年度 環境局事業概要(公害編)」(令和3年3月、川崎市)
 「令和元年度 環境局事業概要(公害編)」(令和2年2月、川崎市)



1:25,000

0 500 1,000m

図 2.1-19 道路交通及び鉄道騒音・振動調査地点

(8) 振動の状況

計画地及びその周辺における「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況は、表 2.1-25 に示すとおりである。

計画地が位置する川崎区の田島地区では、特定施設を設置している工場・事業場数は 35、特定施設数は 108 であり、このうち金属加工機械が最も多い。

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、著しい振動の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通振動が存在する。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施している。

道路交通振動においては、計画地周辺では、表 2.1-26 及び図 2.1-19 に示すとおり、令和 4 年度に東京大師横浜線において道路交通振動について実施されており、要請限度を満足している。

鉄道振動においては、計画地周辺では表 2.1-27 及び図 2.1-19 に示すとおり実施されているが新幹線鉄道振動ではないため、指針値は設定されていない。

表 2.1-25 「振動規制法」に基づく工場・事業場、特定施設の届出状況
(令和 5 年 3 月 31 日現在)

地区名称		川崎区				川崎市合計
		大師	田島	川崎	区合計	
工場・事業場		118	35	36	189	624
特定施設	金属加工機械	213	64	67	344	1,540
	圧縮機	170	21	111	302	759
	土石用破碎機等	8	5	0	13	24
	木材加工機器	0	0	0	0	2
	印刷機械	12	6	3	21	101
	ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	0	0	0	0	1
	合成樹脂用射出成形機	14	12	9	35	341
	合計	417	108	190	715	2,768

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)

表 2.1-26 道路交通振動調査結果

図中番号	道路名称	測定地点	道路端の用途地域	測定結果 (デシベル)		要請限度値 (デシベル)	
				昼間	夜間	昼間	夜間
②	東京大師横浜線	川崎区池上町 3 (池上新田公園前)	工業地域	47	46	70	65

注：1. 図中番号は、図 2.1-19 に対応している。

注：2. 昼間：午前 8 時から午後 7 時まで 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時まで。

出典：「令和 5(2023)年度 大気・水環境対策の取組」(令和 6 年 3 月、川崎市)

表 2. 1-27 鉄道振動調査結果

図中 番号	調査 年度	鉄道会社名	路線名	測定地点	用途地域	振動	
						振動レベル(dB)	指針値
①	令和 3	東日本旅客鉄道 株式会社 日本貨物鉄道株式 会社	浜川崎線	川崎市川崎区 渡田新町 3-15	第二種住 居地域	79	—
②				川崎市川崎区 小田 1-32-7		81	—

注：1. 図中番号は、図 2. 1-19 に対応している。

注：2. 振動レベルは、測定開始から 20 本のうち最大値の大きさが上位半数のものの算術平均。

出典「令和 4(2022)年度 環境局事業概要（公害編）」（令和 5 年 3 月、川崎市）

(9) 低周波音の状況

計画地内には著しい低周波音の発生源となるような工場・事業場は存在していない。

2.1.11 法令等の状況

(1) 関連する法令等

本事業に関連する環境の法令、条例、要綱、計画等は、表 2.1-28 に示すとおりである。

表 2.1-28(1) 本事業に関連する法令等一覧

区分			名称	備考
環境 関連	環境全般		環境基本法	平成 5 年 11 月 19 日法律第 91 号
			第五次環境基本計画	平成 30 年 4 月 17 日閣議決定
			川崎市環境基本条例	平成 3 年 12 月 25 日条例第 28 号
			川崎市環境基本計画	令和 3 年 2 月改定
	環境影響評価		川崎市環境影響評価に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 48 号
			地域環境管理計画	令和 3 年 3 月改定
			川崎市環境影響評価等技術指針	令和 3 年 3 月改訂
	温室効果ガス		地球温暖化対策の推進に関する法律	平成 10 年 10 月 9 日法律第 117 号
			建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	平成 27 年 7 月 8 日法律第 52 号
			エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和 54 年 6 月 22 日法律第 49 号
			川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成 21 年 12 月 24 日条例第 52 号
			川崎市地球温暖化対策推進基本計画	令和 4 年 3 月改定
	公害 防止 等生 活環 境の 保全	全般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 50 号
			川崎市大気・水環境計画	令和 4 年 3 月策定
		大気汚染	大気汚染防止法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 97 号
		悪臭	悪臭防止法	昭和 46 年 6 月 1 日法律第 91 号
		水質汚濁	水質汚濁防止法	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 138 号
			下水道法	昭和 33 年 4 月 24 日法律第 79 号
		地盤沈下	工業用水法	昭和 31 年 6 月 11 日法律第 146 号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号
		騒音	騒音規制法	昭和 43 年 6 月 10 日法律第 98 号
	振動	振動規制法	昭和 51 年 6 月 10 日法律第 64 号	
	緑の保全・回復・ 育成		川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成 11 年 12 月 24 日条例第 49 号
			川崎市緑化指針	令和 4 年 2 月 28 日一部改正
			川崎市緑の基本計画	平成 30 年 3 月改定
			「かわさき臨海のもりづくり」緑化推進計画	平成 24 年 6 月策定
	廃棄物等		循環型社会形成推進基本法	平成 12 年 6 月 2 日法律第 110 号
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号
			川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例	平成 4 年 12 月 24 日条例第 51 号
			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	平成 7 年 6 月 16 日法律第 112 号
			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成 12 年 5 月 31 日法律第 104 号
			建設廃棄物処理指針	平成 23 年 3 月 30 日環廃産第 110329004 号
			建設副産物適正処理推進要綱（国土交通省要綱）	平成 14 年 5 月 30 日改正
			資源の有効な利用の促進に関する法律	平成 3 年 4 月 26 日法律第 48 号
			川崎市一般廃棄物処理基本計画	平成 28 年 3 月策定
			廃棄物保管施設設置基準要綱（川崎市要綱）	平成 6 年 4 月 1 日改正
			建設廃棄物の適正管理の手引き（川崎市）	令和 4 年 3 月
			産業廃棄物適正処理の手引き（事業者用）（川崎市）	令和 5 年 3 月
			神奈川県土砂の適正処理に関する条例	平成 11 年 3 月 16 日条例第 3 号
	景 観		景観法	平成 16 年 6 月 18 日法律第 110 号
			都市緑地法	昭和 48 年 9 月 1 日法律第 72 号
			屋外広告物法	昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号
			川崎市屋外広告物条例	昭和 46 年 12 月 24 日条例第 77 号
			川崎市都市景観条例	平成 6 年 12 月 26 日条例第 38 号
			川崎市景観計画	平成 30 年 12 月改定

表 2.1-28(2) 本事業に関連する法令等一覧

区分	名称	備考
対象事業関連	都市計画法	昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号
	建築基準法	昭和 25 年 5 月 24 日法律第 201 号
	川崎市建築基準条例	昭和 35 年 9 月 9 日条例第 20 号
	中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成 7 年 12 月 26 日条例第 48 号
	川崎市総合計画	令和 4 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成 29 年 3 月改定
	川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想	令和 3 年 8 月改定
	南渡田地区拠点整備基本計画	令和 4 年 8 月策定

(2) 関連する計画等

① 「川崎市総合計画 第3期実施計画」(令和4年3月、川崎市)

「川崎市総合計画」は、「安心のふるさとづくり(成熟)」と「力強い産業都市づくり(成長)」の調和により、市政をバランスよく進めるために策定され、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現をめざしている。

総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の 3 層構造としており、「成長」と「成熟」のまちづくりに向けて、効果的な取組の考え方を明らかにする「かわさき 10 年戦略」を設定し、戦略的にまちづくりを進めている。

「基本構想」は、今後 30 年程度を展望し、川崎市がめざす都市像や、まちづくりの基本目標、5 つの基本政策を定めており、「基本計画」は、今後概ね 10 年間を対象として、「基本構想」に定める 5 つの基本政策を体系的に推進するために、23 の政策及び、その方向性を明らかにしており、第 3 期実施計画の計画期間は令和 4(2022)年度から令和 7(2025)年度までの 4 か年としている。

また、区計画として、計画地が位置する川崎区はまちづくりの方向性として「誰もが住んで良かったと思える安全・安心のまちづくり」を掲げ、計画期間の主な取組状況として、以下の事項を推進している。

- ・地域資源を活かしたまちづくりの推進
- ・区のイメージアップに向けた環境まちづくりの推進
- ・誰もが安心して、生き生きと暮らせるまちづくりの推進
- ・地域における子ども・子育て支援の推進
- ・安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上
- ・交通安全と自転車対策の推進

② 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成29年3月、川崎市）

川崎市の都市計画に関する基本的な方針として定められた都市計画マスタープランは、平成19年3月に策定されたが、平成28年3月には上位計画となる「川崎市総合計画」が策定されるなど都市計画を取り巻く環境の変化等に対応するため、都市計画マスタープランを平成29年3月30日付けで改定した。

川崎市の都市計画マスタープランは、「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層から構成されており、全体構想は、「川崎市総合計画」に即して「都市づくりの基本理念」を定めるとともに、「分野別の基本方針」や「生活行動圏別の沿線まちづくりの考え方」を併せて定めており、目標期間は、おおむね30年後の将来の都市像（市街地像）を展望し、都市計画の基本的目標・基本的方向を定めている。

また、川崎市の都市計画マスタープランの中で臨海部エリアは、活力ある産業集積や環境と調和した産業の持続可能な発展をまちづくりイメージとしている。

③ 「川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想」（令和3年8月、川崎市）

川崎市では、都市計画マスタープラン川崎区構想を平成19年3月に策定したが、策定から約10年が経過し、この間に都市計画を取り巻く環境に変化が生じていること、また、上位計画である「川崎市総合計画」や「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」などの策定・改定が進んでいることから、令和3年8月に改定を行った。

川崎区構想では、めざす都市像として「豊かな生活と自然を育むものづくりのまち川崎区」を基本的な考え方とし、まちづくりの基本的方向として、下記の5つを掲げている。

- ① 魅力ある川崎駅周辺や身近な生活の拠点を育みます
- ② 安全で暮らしやすい住環境を育みます
- ③ 地域間の連携を強化します
- ④ 緑や水の環境を活かした潤いのあるまちを育みます
- ⑤ 臨海部の再生をめざします

④ 「南渡田地区拠点整備基本計画」（令和4年8月、川崎市）

川崎市は、南渡田地区において次世代の臨海部を牽引する新産業拠点を形成するため、拠点形成のコンセプトや土地利用方針等を取りまとめた「南渡田地区拠点整備基本計画」を令和4年8月に策定した。世界を変える素材を生み出す産業拠点の実現に向け、南渡田地区のコンセプトを『「道とつながるまち」人と人、場所と場所、モノとモノ、今とまだ見ぬ世界がつながるマテリアルの中心地』と定めた。

2.2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

2.2.1 立地特性

計画地は、川崎市川崎区の南渡田町の北東に位置し、JR 鶴見線及び南武線浜川崎駅の東側にある。

計画地周辺は、主な道路網として、計画地の北側約 50m に主要地方道 6 号東京大師横浜線（通称：産業道路）及び首都高速神奈川 1 号横羽線、北西側約 170m に市道南幸町渡田線（通称：市電通り）、東側約 150m に一般県道 101 号扇町川崎停車場線が通っている。

計画地の現況は、主に JFE スチール（株）の事業所、駐車場等であり、計画地周辺には、事業所等、住居が分布している。計画地の北側は主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は一般県道 101 号扇町川崎停車場線を挟んで事業所、南側には郵便局等が存在している。

2.2.2 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況及び環境の特性を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり整理する。

(1) 地球環境

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、温室効果ガスの著しい発生源はない。また、計画地の南側は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業場等が存在する。

(2) 大気

計画地内には著しい大気汚染物質の発生源となる事業所は存在していない。計画地周辺の主な発生源としては、臨海部の発電所等のばい煙発生施設や道路を走行する自動車の排ガスがある。

計画地及びその周辺では、一般局である田島測定局、川崎測定局、大師測定局、自排局である池上測定局及び富士見公園測定局の 5 箇所で測定が行われており、令和 4 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質ともに環境基準を達成している。また、過去 5 年間の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の推移は、緩やかな減少傾向にある。

また、計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。

(3) 水

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地及びその周辺の海域では、周辺の運河 4 地点において水質調査が実施されており、令和 4 年度における生活環境項目の調査結果は、全窒素において 1 地点、全磷において 3 地点が環境基準を超過している。

また、川崎区浜町において地下水の継続監視調査が行われており、クロロエチレンについての調査結果が 0.0013mg/L であり、環境基準（0.002mg/L）を達成していた。

(4) 地盤

計画地及びその周辺における水準点（水準基標）での近年 5 年間の年間地盤変動量は－5.8～＋11.3mm であり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。

計画地周辺の地下水位は、計画地の西側 400m の渡田観測所（川崎区鋼管通 4-17-1）、北北西側約 600m の田島観測所（川崎区鋼管通 2-3-7）及び北東側約 1.7km の観音川観測所（川崎区塩浜 2-24）の 3 か所で観測されており、令和 4 年度の年平均水位（井戸の地表から水面までの深さ）は、渡田観測所が－2.24m、田島観測所が－0.60m、観音川観測所が－1.34m である。

(5) 土壌汚染

土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。

計画地は形質変更時要届出区域に指定されている。

計画地の地歴は昭和 7（1932）年は田、荒地であったが、昭和 19（1944）年には工場となっている。昭和 34（1959）年頃から大部分が日本鋼管株式会社（関連会社含む）となっており、現在に至るまでに工場や研究施設があった。

(6) 騒音・振動・低周波音

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、首都高速神奈川 1 号横羽線及び主要地方道 6 号東京大師横浜線を走行する自動車の道路交通騒音・振動が存在する。

川崎市では道路交通騒音及び鉄道騒音の実態調査を実施しており、計画地周辺では道路交通騒音において一般国道 15 号及び一般国道 132 号線の道路端で環境基準を達成していない。

また、川崎市では道路交通振動及び鉄道振動の実態調査を実施しており、計画地周辺では、令和 4 年度に東京大師横浜線で要請限度を満足している。

(7) 廃棄物等

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、事業所で生じる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生がある。

(8) 水象

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。

計画地周辺には主だった河川は流れていない。

計画地東側の一般県道 101 号扇町川崎停車場線沿いに公共下水道が整備されている。

(9) 生物

計画地は川崎臨海部にあり南側には南渡田運河がある。現在の計画地においては JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しており、計画地の西側、北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。

また、川崎市内全域を対象とした野生種子植物の生育調査結果（2010 年から 2015 年に実施）では、川崎区内において 76 科の野生種子植物が確認されている。

(10) 緑

計画地の西側、北側の敷地境界付近は緑地となっている。また、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通 5 丁目緑地等がある。

(11) 人と自然とのふれあい活動の場

計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通 5 丁目緑地などがある。

(12) 歴史的文化的遺産

計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町 5-1 に位置している。

計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。

(13) 景観

計画地北東側の桜川公園、計画地に近接するアウマンの家、浅野町にある(株)デイ・シイのサイロ及び扇町にある昭和電工川崎事業所本事務所は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。

(14) 構造物の影響

計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）であり、広範囲に日照阻害、テレビ受信障害、風害等の著しい環境影響要因となるような建築物は存在しない。

なお、計画地南西側には 8 階建ての京浜ビル、計画地北側には高架構造の首都高速神奈川 1 号横羽線があり、局所的に日照阻害等の影響がある。

(15) コミュニティ施設

計画地が位置する川崎区南渡田町の人口は5人、世帯数は3世帯（令和5年12月末日現在）であり、令和元年以降は横ばい傾向である。

計画地周辺の福祉施設は北側約100mに有料老人ホームぱんだが、教育施設は北西側約300mに川崎市立臨港中学校が存在している。

病院は、北北西側約900mに日本鋼管病院が、診療所は北側約200mに医療法人社団聖医会 安士医院が存在している。

計画地周辺の公園・緑地は、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。

また、計画地北側約750mに集会施設のプラザ田島がある。

(16) 地域交通

主要地方道6号東京大師横浜線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間19,444～30,374台（40.2～41.8%）、24時間で26,444～42,827台（35.4～35.9%）であった。

県道101号扇町川崎停車場線の令和3年度の交通量（大型車混入率）は昼間10,225台（61.9%）、24時間で13,497台（51.4%）であった。

平成22年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。

(17) 地形・地質

計画地内は平地で、標高（T.P.）は約0～2m程度である。

計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。

(18) 安全

計画地は、現在、JFEスチール（株）の事業所、駐車場等が立地しているが、本事業の着手時は更地となるため、事業着手時点では高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。

(空白ページ)

第 3 章 環境影響評価項目の選定等

第3章 環境影響評価項目の選定等

3.1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容、計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮し、事業実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響要因の抽出

区分		環境影響要因
工事中		建設機械の稼働
		工事用車両の走行
		工事の影響
供用時	施設の存在	緑の回復・育成
		大規模建築物等の存在
	施設の供用	施設の供用
		冷暖房施設等の設置
		施設関連車両の走行
		人口の増加

3.2 環境影響評価項目の選定

本事業の計画内容、想定される計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮した上で、抽出した環境影響要因ごとに「地域環境管理計画」に掲げられている環境影響評価項目の中から、環境影響の調査、予測及び評価を実施する項目を選定した。

環境影響要因と環境影響評価項目の関連表は、表 3.2-1 に示すとおりである。また、環境影響評価項目選定等の理由を表 3.2-2 に示す。

表 3.2-1 本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連表

		工事中			供用時					
					施設の存在		施設の供用			
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	緑の回復・育成	大規模建築物等の存在	施設の供用	冷暖房施設等の設置	施設関連車両の走行	人口の増加
地球環境	温室効果ガス						●			
大気	大気質	●	●						●	
	悪臭									
	上記以外の大気環境要素									
水	水質									
	水温									
	底質									
地盤	地下水位									
	地盤沈下									
	変状									
土壌汚染	土壌汚染			●						
騒音・振動・ 低周波音	騒音	●	●					●	●	
	振動	●	●						●	
	低周波音									
廃棄物等	一般廃棄物						●			●
	産業廃棄物			●						
	建設発生土			●						
水象	水量・流量・流出量									
	湧水									
	潮流									
	上記以外の水環境要素									
生物	植物									
	動物									
	生態系									
緑	緑の質				●					
	緑の量				●					
人と自然とのふれあい活動の場										
歴史的文化的遺産										
景観	景観、圧迫感					●				
構造物の影響	日照阻害					●				
	テレビ受信障害					●				
	風害					●				
コミュニティ施設										
地域交通	交通安全、交通混雑		●						●	
	地域分断									
地形・地質	土砂流出									
	崩壊									
	斜面安定									
安全	火災、爆発、化学物資の漏洩									

注：「●」は、環境影響評価の項目として選定した項目を示す。

表 3.2-2(1) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由																																				
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、著しい温室効果ガスの発生源はない。また、計画地の南側は臨海部の工業地帯となっており、温室効果ガスの発生源となる工場、事業場等が存在する。	【供用時】 施設の供用（研究施設及び寄宿舎棟）に伴いエネルギーの使用があり、温室効果ガスへの影響が考えられるため、評価項目として選定する。																																				
大気	大気質	○	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）となっており、著しい大気汚染物質の発生源は存在していないが、計画地周辺には、主要地方道 6 号東京大師横浜線、首都高速神奈川 1 号横羽線等の道路を走行する自動車の排ガスがある。 計画地周辺の一般局（田島測定局等）及び自排局（池上測定局等）における令和 4 年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果は、下表に示すとおりであり、環境基準を達成している。 【二酸化窒素（NO ₂ ）】（単位：ppm） <table><tr><th>測定局</th><th>日平均値の年間 98％値</th><th>環境基準との適合</th></tr><tr><td>田島</td><td>0.036</td><td>○</td></tr><tr><td>川崎</td><td>0.035</td><td>○</td></tr><tr><td>大師</td><td>0.036</td><td>○</td></tr><tr><td>池上</td><td>0.045</td><td>○</td></tr><tr><td>富士見公園</td><td>0.038</td><td>○</td></tr></table> 【浮遊粒子状物質（SPM）】（単位：mg/m ³ ） <table><tr><th>測定局</th><th>日平均値の年間 2％除外値</th><th>環境基準との適合</th></tr><tr><td>田島</td><td>0.031</td><td>○</td></tr><tr><td>川崎</td><td>0.029</td><td>○</td></tr><tr><td>大師</td><td>0.038</td><td>○</td></tr><tr><td>池上</td><td>0.035</td><td>○</td></tr><tr><td>富士見公園</td><td>0.043</td><td>○</td></tr></table> 平成 30～令和 4 年度の過去 5 年間においても二酸化窒素及び浮遊粒子状物質は、環境基準を達成している。（令和 3 年度は参考値）	測定局	日平均値の年間 98％値	環境基準との適合	田島	0.036	○	川崎	0.035	○	大師	0.036	○	池上	0.045	○	富士見公園	0.038	○	測定局	日平均値の年間 2％除外値	環境基準との適合	田島	0.031	○	川崎	0.029	○	大師	0.038	○	池上	0.035	○	富士見公園	0.043	○	【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【供用時】 施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺の大気質への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 なお、冷暖房施設等の設置による大気質への影響については、本事業では「大気汚染防止法」等の対象となる施設は設置しない計画であるため、評価項目として選定しない。
	測定局	日平均値の年間 98％値	環境基準との適合																																					
	田島	0.036	○																																					
川崎	0.035	○																																						
大師	0.036	○																																						
池上	0.045	○																																						
富士見公園	0.038	○																																						
測定局	日平均値の年間 2％除外値	環境基準との適合																																						
田島	0.031	○																																						
川崎	0.029	○																																						
大師	0.038	○																																						
池上	0.035	○																																						
富士見公園	0.043	○																																						
悪臭	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、著しい悪臭の発生源となる施設は存在しておらず、計画地周辺にも悪臭を発生させる施設は存在していない。	【工事中】 悪臭が発生する可能性がある舗装等の工事においては、材料及び施工方法を検討し、可能な限り悪臭の発生抑制に努める計画であり、計画地に著しい悪臭の影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 本事業は研究施設及び寄宿舎棟の建設を行うものであるが、各施設に入居するテナントの悪臭対策により著しい悪臭を発生させることはないため、評価項目として選定しない。																																					
	上記以外の大気環境要素	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。																																				

表 3.2-2(2) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
水	水質	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）している。計画地周辺には河川は流れていない。計画地及びその周辺の海域では、扇町地区周辺の運河4地点において水質調査が実施されており、令和3年度における生活環境項目の調査結果は、全窒素において4地点、全燐において4地点が環境基準を超過している。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、基準を遵守して下水道へ排水する計画であることから、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、雨水は雨水貯留槽を設け、下水本管に接続する計画である。研究施設から発生する実験排水は、実験器具の3次洗浄水以降を対象とする。実験排水は地下ピットへ貯め、排水処理設備により pH 処理をして下水本管へ放流する。他の実験排水である重金属排水やスクラパー排水、濃厚酸・アルカリ、有機溶媒等は別途テナント毎に回収され、廃棄物として適切に処理・処分する計画であるため、公共用水域の水質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	水温	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、公共用水域の水温に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、下水道へ排水する計画であることから、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、下水本管へ排水する計画であることから公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	底質	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、底質に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した上、基準を遵守して下水道へ排水する計画であることから、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、下水本管へ排水する計画であることから公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(3) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
地盤	地下水位	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、地下水の汲み上げを行う施設はない。 計画地周辺の近年5年間の年間地盤変動量は－11.9～＋11.3mmであり、いずれも川崎市の監視目安である年間 20mm 以上の沈下は生じていない。	【工事中】 工事中には、大規模な地下水の汲み上げ等を行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時には、地下水の汲み上げは行わない計画であることから、地下水位、地盤沈下及び変状に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	地盤沈下	－		
	変状	－		
土壌汚染	土壌汚染	○	土壌汚染対策法の要措置区域は、計画地が位置する川崎区には存在しない。 計画地は形質変更時要届出区域に指定されている。	【工事中】 地歴調査の結果、土壌汚染があるため評価項目として選定する。 【供用時】 研究施設から発生する実験排水は地下ピットへ貯め、排水処理設備により pH 処理をして下水本管へ放流する。他の実験排水である重金属排水やスクラバー排水、濃厚酸・アルカリ、有機溶媒等は別途テナント毎に回収され、廃棄物として適切に処理・処分する計画であり、適正な管理を実施するため、評価項目として選定しない。
騒音・振動・低周波音	騒音	○	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、著しい騒音・振動・低周波音の発生はないが、計画地周辺は、主要地方道 6 号東京大師横浜線、首都高速神奈川 1 号横羽線等の道路を走行する自動車の道路交通騒音・振動が存在する。	【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【供用時】 冷暖房施設等の稼働及び施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に騒音の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	振動	○		【工事中】 建設機械の稼働及び工事用車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【供用時】 施設関連車両の走行に伴い、計画地及びその周辺に振動の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	低周波音	－		【工事中及び供用時】 工事中及び供用時において、著しい低周波音を発生させる要因はないため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(4) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）となっており、事業所で生じる事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の発生がある。	【供用時】 人口の増加に伴う家庭系一般廃棄物の発生及び寄宿舍棟の食堂から、事業系一般廃棄物の発生が考えられるため、評価項目として選定する。 なお、施設の供用については、入居企業（研究施設、商業施設）及び管理会社（寄宿舍棟のテナント）から事業系一般廃棄物が発生するが、各企業の責任において、川崎市の許可を受けた業者等に収集・運搬を委託し、適正に処理する計画であることから、評価項目として選定しない。
	産業廃棄物	○		【工事中】 工事に伴い産業廃棄物が発生するため、評価項目として選定する。 【供用時】 施設の供用については、入居企業（研究施設、商業施設）及び管理会社（寄宿舍棟のテナント）から産業廃棄物が発生するが、各企業の責任において、許可を受けた業者等に収集・運搬を委託し、適正に処理する計画であることから、評価項目として選定しない。
	建設発生土	○		【工事中】 工事に伴い建設発生土が発生するため評価項目として選定する。
水象	水量・流量・流出量	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、公共用水域における水量・流量・流出量に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中】 工事中の雨水排水は、仮設沈砂施設等により処理した後、下水本管へ排水し、新たに水量が増加することはなく、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。 【供用時】 供用時に発生する排水は、雨水は雨水貯留槽を設け、下水本管に排水すること、生活排水及び研究施設からの汚水は下水本管に排水し、公共用水域への排出はないことから、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
	湧水	－	計画地内に湧水は存在しない。	【工事中及び供用時】 計画地内に湧水は存在しないこと、本事業において地下水を揚水する計画はないため、評価項目として選定しない。
	潮流	－	計画地周辺には、海域（運河）が存在する。計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、海域の潮流に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 計画地周辺には海域（運河）が存在するものの、工事中及び供用時に海域の潮流に影響を及ぼすような排水は行わないため、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、上記以外の水環境要素に著しい影響を及ぼす要因はない。	【工事中及び供用時】 本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。

表 3.2-2(5) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
生物	植物	－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、計画地の西側、北側の敷地境界付近は緑地となっているが、動物の主要な生息環境になっていない。	【工事中及び供用時】 計画地は、現在、事業所や駐車場が立地（本事業の着手時は更地）しており、自然植生や注目すべき動植物等の生育生息環境はないため、評価項目として選定しない。
	動物	－		
	生態系	－		
緑	緑の質	○	計画地内の一部は緑地となっている。計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。	【供用時】 供用時には、緑の回復育成を行うため、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場		－	計画地周辺には、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通5丁目緑地などがある。	【工事中及び供用時】 計画地内には人と自然とのふれあい活動の場はなく、人と自然とのふれあい活動の場に直接影響を及ぼす要因がないため、評価項目として選定しない。
歴史的文化的遺産		－	計画地及びその周辺には史跡・名勝・天然記念物は存在しないが、国登録有形文化財として、昭和電工川崎工場本事務所が川崎区扇町5-1に位置している。 計画地内には周知の埋蔵文化財包蔵地はない。	【工事中及び供用時】 計画地内には、周知の歴史的文化的遺産は存在しないため、評価項目として選定しない。
景観	景観・圧迫感	○	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）している。 計画地の北側は道路を挟んで住宅が広がっており、南側、東側、西側には事業所が存在している。 計画地北東側の桜川公園、計画地に近接するアウマンの家、浅野町にある(株)デイ・シイのサイロ及び扇町にある昭和電工川崎事業所本事務所は「川崎市景観計画 2018 年 12 月改定」（令和元年 7 月、川崎市）において景観資源として示されている。	【供用時】 供用時において、計画建築物等の出現により地域景観または眺望景観に変化が生じることが考えられるため、評価項目として選定する。 また、圧迫感については、計画建築物の最高高さが約 57m であり、敷地北側には住宅街が広がっていることから、評価項目として選定する。
構造物の影響	日照障害	○	計画地の北側は主要地方道 6 号東京大師横浜線を挟んで住居が分布し、計画地の東側は道路を挟んで物流施設、南側には郵便局が存在している。	【供用時】 本事業の最高建築物高さは約 57m であり、計画地北側の住居に日影の影響があると考えられることから、評価項目として選定する。
	テレビ受信障害	○	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、広範囲に日照障害、テレビ受信障害、風害等の著しい環境影響要因となるような建築物は存在しない。 なお、計画地南西側には 8 階建ての京浜ビル、計画地北側には高架構造の首都高速神奈川 1 号横羽線があり、局所的に日照障害等の影響がある。	【供用時】 供用時において、計画建築物の出現によりテレビ電波受信状況が変化し、周辺地域にテレビ電波受信障害の影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	風害	○		【供用時】 本事業の建築物高さは約 57m であり、計画建築物による風環境に影響が生じると予想される範囲（計画建築物の壁面から計画建築物の最高高さの 2 倍（約 114m）程度の範囲）に住居系用途の建築物が存在することから、評価項目として選定する。

表 3.2-2(6) 環境影響評価項目選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定 ○：有 －：無	現況の概要	選定理由又は選定しない理由
コミュニティ施設		－	計画地は、現在、事業所、駐車場等が立地（本事業の着手時は更地）しており、コミュニティ施設は存在しない。 計画地周辺の福祉施設は北側約 100m に有料老人ホームばんだが、教育施設は北西側約 300m に川崎市立臨港中学校が存在している。 病院は、北北西側約 900m に日本鋼管病院が、診療所は北側約 200m に医療法人社団聖医会安士医院が存在している。 計画地周辺の公園・緑地は、計画地の東側に都市緑地の浅野町緑地、西側に都市緑地の鋼管通 5 丁目緑地などがある。 なお、計画地北側約 750m に集会施設のプラザ田島がある。	【供用時】 本事業で建設する寄宿舍棟は、単身者用として整備されるため、周辺のコミュニティ施設の利用に影響を及ぼす要因はないため、評価項目として選定しない。
地域交通	交通安全、交通混雑	○	計画地北側に主要地方道 6 号東京大師横浜線、東側に一般県道 101 号扇町川崎停車場線がある。 「令和 3 年度道路交通センサス」によると、計画地に隣接する主要地方道 6 号東京大師横浜線における令和 3 年度の 12 時間自動車交通量は、19,444～30,374 台であり、県道 101 号扇町川崎停車場線における令和 3 年度の 12 時間自動車交通量は、10,225 台である。	【工事中】 工事用車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。
	地域分断	－	平成 22 年度からの交通量の変化はほぼ横ばい傾向であった。	【供用時】 供用時には、施設関連車両の走行に伴い、周辺道路における交通安全及び交通混雑への影響が考えられるため、評価項目として選定する。 【工事中及び供用時】 本事業は、研究施設及び寄宿舍棟の建設を行うものであり、地域分断に係る要因はないため、評価項目として選定しない。
地形・地質	土砂流出	－	計画地内は平地で、標高（T.P.）は約 0～2m 程度である。 計画地及びその東側及び南側の表層地質は、人工的に埋め立てられた埋め立て土であり、北側及び西側は泥を主とする低湿地堆積物である。	【工事中及び供用時】 本事業では、地形・地質に影響を及ぼすような大規模な土地の改変等を行わないため、評価項目として選定しない。
	崩壊	－		
	斜面安定	－		
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	－	計画地は、現在、JFE スチール（株）の事業所、駐車場等が立地しているが、本事業の着手時は更地となるため、事業着手時点では高圧ガス、有害化学物質等の取扱いはない。	【供用時】 本事業において、危険物の取り扱いがあり、危険物は少量危険物置場、危険物倉庫に保管される。これらの危険物保管に際しては、消防法等を遵守し、適切に保管、管理されることから、評価項目として選定しない。

3.3 環境配慮項目

3.3.1 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容と計画地及びその周辺地域の環境特性や地域特性を考慮し、表 3.3-1 に示すとおり、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域における環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

表 3.3-1 環境配慮項目の選定

環境配慮項目	項目の選定 (有○、無－)	選定理由又は選定しない理由
有害化学物質	○	本事業では、供用時において、有害化学物質を取り扱うことから、環境配慮項目として選定する
放射性物質	－	本事業では、工事中及び供用時において、放射性物質を取り扱わないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波・電磁界	－	本事業では、工事中及び供用時において、強い電磁波・電磁界を発生する工事及び施設の設置はないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	－	本事業では、工事中及び供用時において、著しい影響を及ぼす夜間照明等を行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
地震時等の災害	○	本事業では、研究施設及び寄宿舍棟を建設し、地震等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	本事業では、周辺の生物に配慮した植栽樹種を採用するほか、生物多様性の保全を果たす役割として花や実をつける植栽の採用についての検討が求められるため、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	工事中における建設機械の稼働や工事用車両の走行により二酸化炭素の排出が考えられるため、環境配慮項目として選定する。なお、供用時については、環境影響評価項目として選定している。
気候変動の影響への適応	○	本事業は、近年の気候変動の影響も考慮し、人工排熱の低減及び人工被覆の削減等が求められるため、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	－	本事業では、工事中及び供用時において、著しい酸性雨発生原因物質の排出は行わないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効利用が求められることから、環境配慮項目として選定する。

3.3.2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目についての配慮方針は、表 3.3-2 に示すとおりである。

表 3.3-2 環境配慮方針

選定した環境配慮項目	環境配慮方針	
	工事中	供用時
有害化学物質	—	・少量危険物置場、危険物倉庫を設置し、適切に保管、管理を行う。 ・有害化学物質を排出する際は各テナントにて適切に廃棄する。
地震時等の災害	—	・計画建築物の構造において耐震性や防災に配慮する。 ・定期的な防災訓練を実施する。
生物多様性	—	・緑の構成（高木・中木・低木）に配慮する。 ・花や実をつける植栽を採用するよう配慮する。 ・常緑樹のみならず、落葉樹も選定する。
地球温暖化対策	・建設機械及び工事用車両の効率的な使用を推進する。 ・工事用車両については、低燃費車の使用に努める。 ・低炭素型の建築資材の活用を検討する。	—
気候変動の影響への適応	—	・人工排熱の低減を図る。 ・緑被面積を確保し、人工被覆を削減する。 ・遮熱性の高い窓等を採用する。
資源	・建設廃棄物の分別を徹底し、建設資材の有効利用、再利用を図る。 ・建設資材の搬入にあたっては、過剰な梱包を控える。	・施設の供用に伴う廃棄物のリサイクルを推進する。 ・水資源の有効利用を図る。